

第 47 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 3 年 4 月 23 日（金）18 時 45 分～

場所：大阪府新別館南館 8 階 大研修室

次 第

議 題

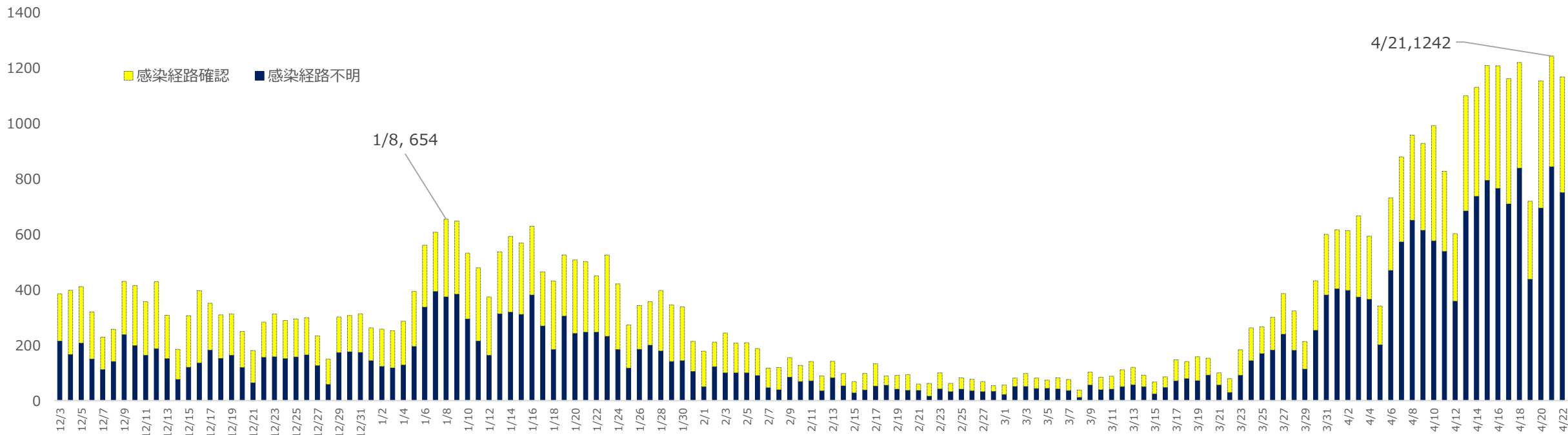
（1）現在の感染状況・療養状況等

- ・現在の感染状況について【資料 1 - 1】
- ・現在の療養状況について【資料 1 - 2】
- ・療養者数のシミュレーションについて【資料 1 - 3】
- ・滞在人口の推移【資料 1 - 4】
- ・感染に強い飲食店に向けた取組み（昼間の見回り調査）【資料 1 - 5】
- ・営業時間短縮要請の実効性確保に向けた取組み【資料 1 - 6】

（2）緊急事態措置に基づく要請等

- ・緊急事態措置に基づく要請【資料 2 - 1】
- ・府有施設等の取扱いについて【資料 2 - 2】
- ・緊急事態宣言期間中の府立学校の教育活動について【資料 2 - 3】
- ・専門家のご意見【資料 2 - 4】

陽性者数の推移



12月3日 赤信号点灯（医療非常事態宣言）

12月4日 レッスンステージ1移行
府民へのできる限り不要不急の外出自粛要請（～12月15日）

12月16日～1月13日 府民への不要不急の外出自粛要請
大阪市全域への時短要請等

市内 21時

12月26日 全ての国・地域からの外国人入国拒否

1月9日 緊急事態宣言発出要請

1月14日～2月28日 緊急事態措置
レッドステージ（非常事態）2移行
府民への不要不急の外出自粛要請
大阪府全域の飲食店及び遊興施設の時短要請

府域 20時

2月23日 緊急事態宣言解除要請

3月1日～緊急事態宣言解除
イエローステージ移行
黄信号点灯（医療非常事態宣言解除）
4人以下でのマスク会食の徹底
歓送迎会・謝恩会・宴会伴う花見の自粛要請
大阪市全域の飲食店及び遊興施設の時短要請
府民への不要不急の外出自粛要請（～21日）
首都圏への往来自粛要請（22日～）等

市内 21時

3月31日 まん延防止等重点措置要請

4月1日～ 大阪府全域の飲食店及び遊興施設の時短要請

府域 21時

市内 20時・市外 21時

4月5日～まん延防止等重点措置適用
重点措置を講じるべき区域（大阪市）
時短要請 20時

4月7日 赤信号点灯（医療非常事態宣言）

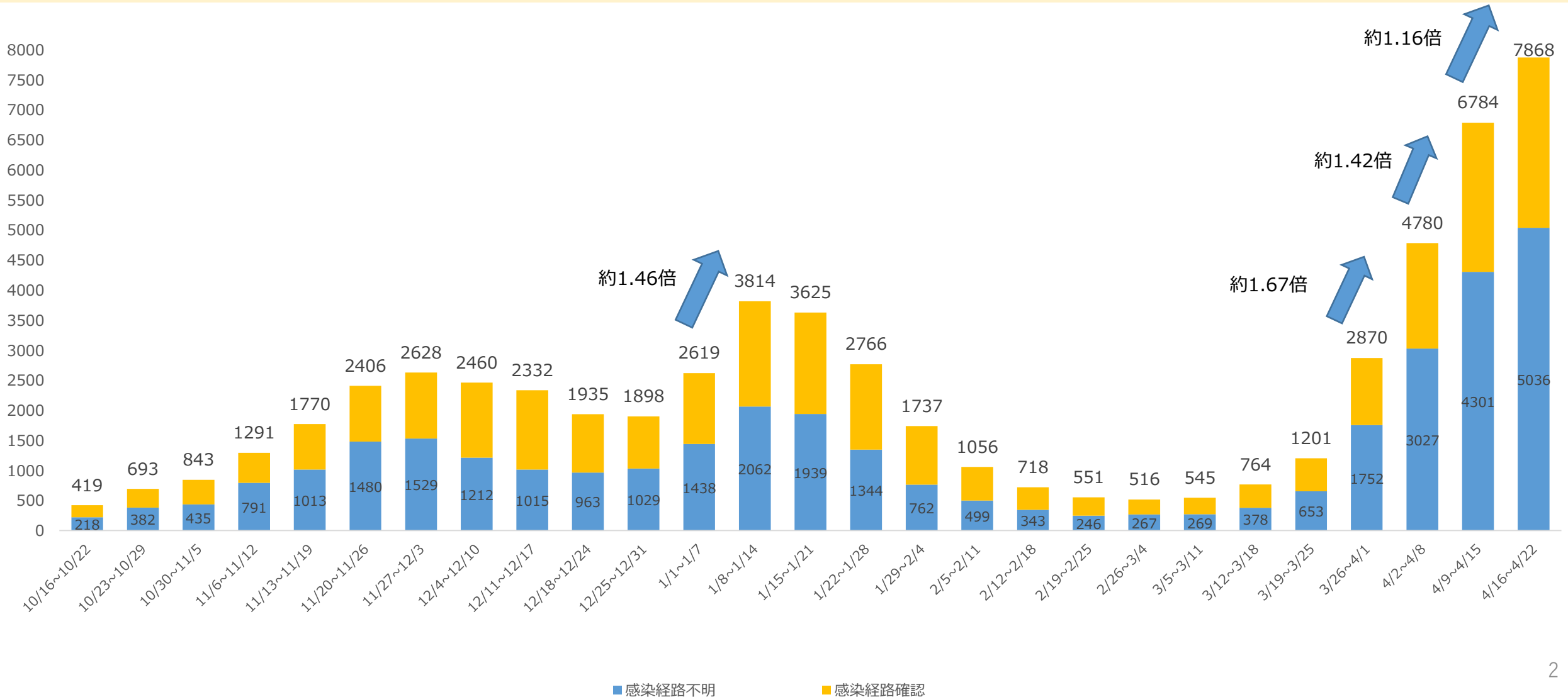
4月8日 府域における不要不急の外出移動自粛要請

4月9日 週末の外出移動自粛要請

4月14日 緊急事態宣言発出要請
大学等でのオンライン授業実施や
学校での部活動休止、テレワーク
徹底等を要請

7日間毎の新規陽性者数

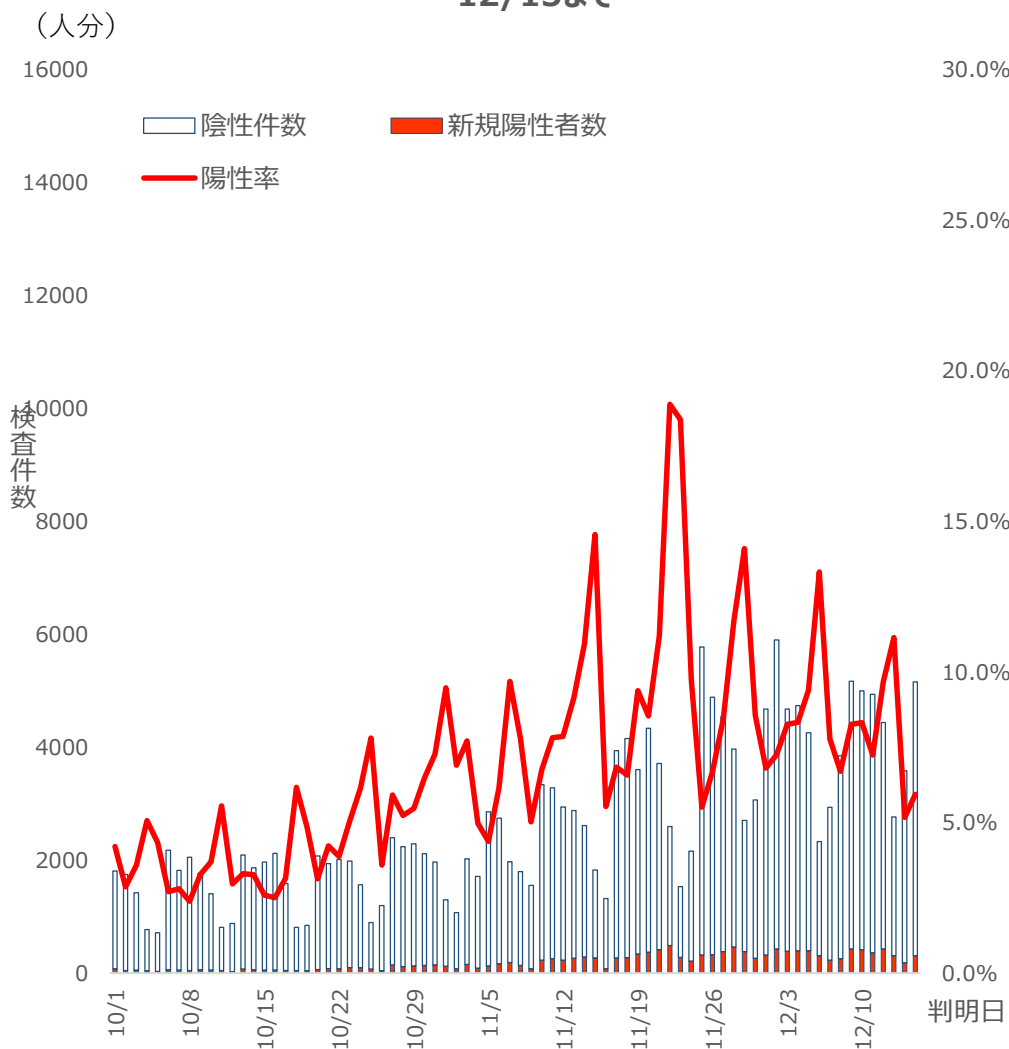
直近1週間の前週増加比は1.16倍とその前に比べて鈍化した。4月21日の新規陽性者数が過去最多を記録。13日以降、1日あたり1,000人を超過(19日を除く)し、極めて高水準で高止まり。
(直近1週間の新規陽性者数一日平均約1,124名)



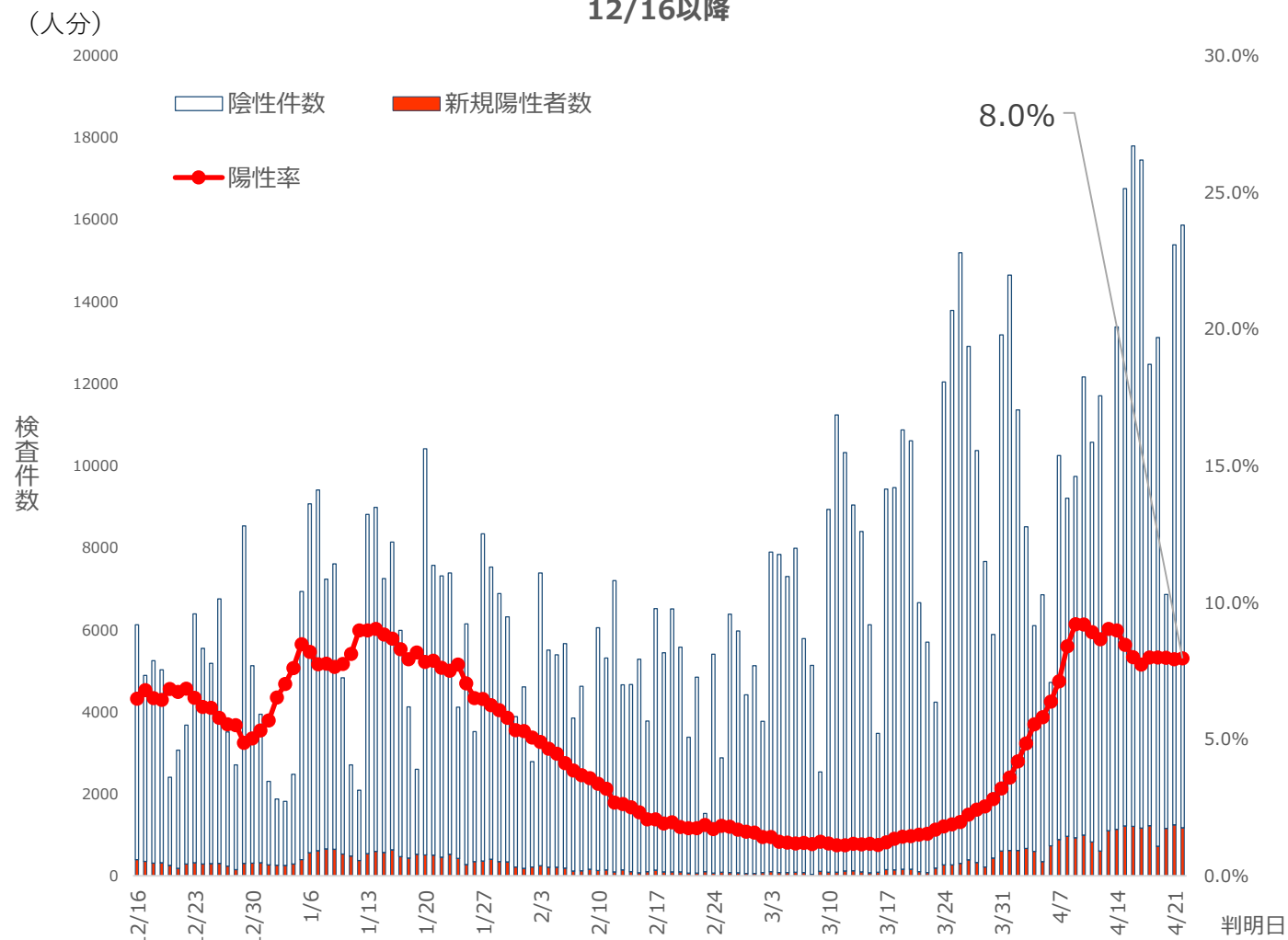
検査件数と陽性率

4月14日以降、8%前後で高止まりしている。

12/15まで

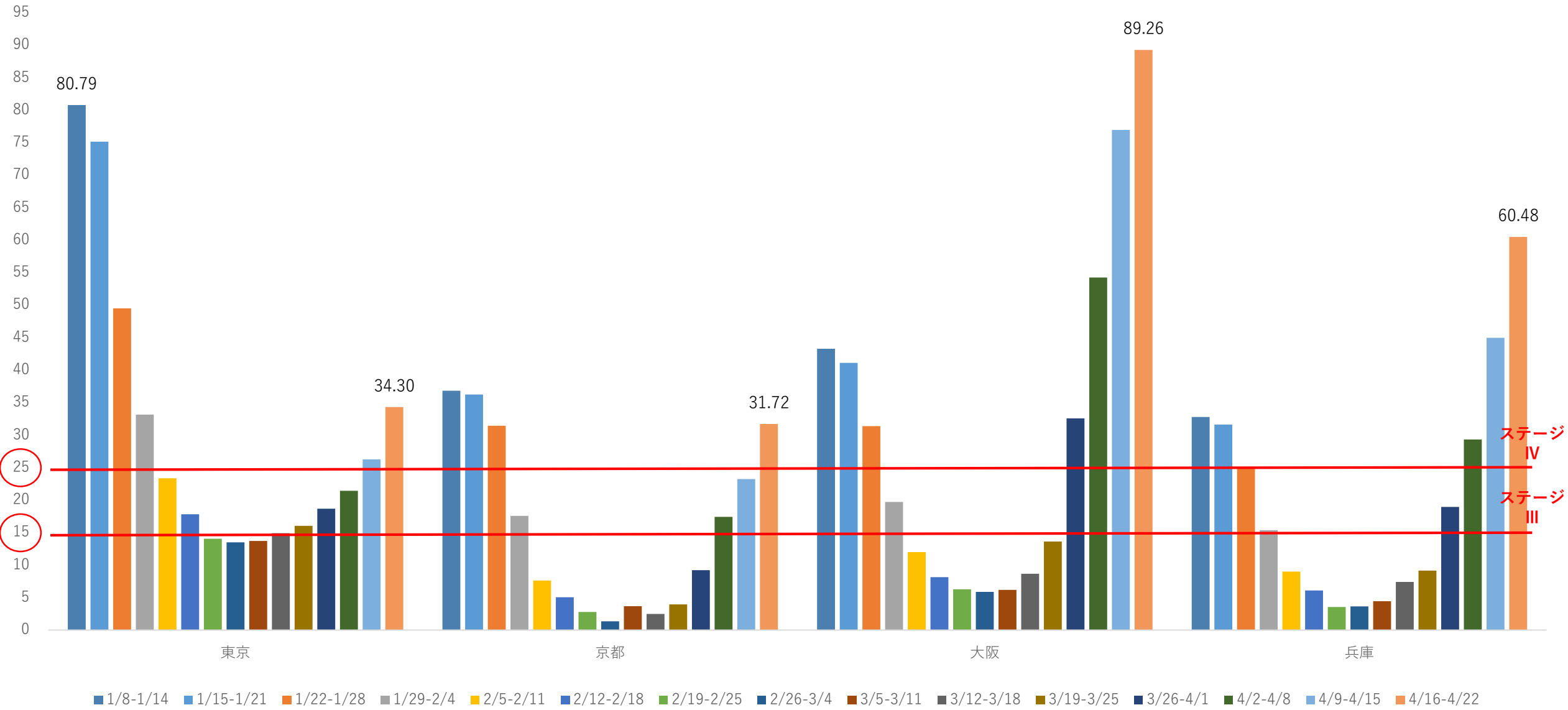


12/16以降



※12月15日より国システム (G-MIS) を使用し、算出方法を「1週間の陽性者数 / 1週間の検体採取をした人数」に変更

週・人口10万人あたり新規陽性者数 (緊急事態措置適用区域)



※各都道府県ホームページ公表数値を基に、大阪府の分析による

「大阪モデル」モニタリング指標の状況

重症病床は満床の状態となり、軽症中等症病床使用率も8割程度（重症者を治療継続をすることで、軽症中等症患者受入可能な病床数は実際より少ない）と極端にひっ迫。

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	現在の状況
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比	①2以上かつ ②10人以上	—	—	—	1.37	1.33	1.35	1.31	1.25	1.22	1.17	3/31をピークに減少
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均		—	—	10人未満	636.00	655.00	697.86	709.14	710.57	725.71	719.43	4/22は減少
	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—	63.4%	61.1%	68.7%	60.8%	60.2%	67.9%	64.3%	3/24以降、50%を超過したまま推移
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	—	7064	7234	7626	7743	7797	7909	7868	4/22は減少
	うち後半3日間		—	—	—	3545	3576	3587	3099	3091	3114	3562	
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	—	0.5人未満	80.14	82.06	86.51	87.84	88.45	89.72	89.26	4/22は減少
	【参考②】陽性率（7日間）	—	—	—	—	8.0%	7.7%	8.0%	8.0%	8.0%	7.9%	8.0%	3/14以降、8%前後で高止まり
(3) 病床等のひっ迫状況	⑤患者受入重症病床使用率		70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内）	7日間連続 60%未満	60%未満	102.2% (92.3%)	105.4% (95.2%)	108.9% (98.4%)	110.7% (97.6%)	114.7% (99.2%)	116.5% (96.7%)	121.0% (99.6%)	4/10以降連日過去最多
	【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率	—	—	—	—	69.7%	72.4%	77.9%	79.1%	78.9%	79.7%	79.9%	3月末以降、急増
	【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	—	—	—	—	27.6%	31.1%	33.1%	36.0%	39.6%	43.9%	47.6%	4/17以降、増加

大阪モデルの重症病床使用率は、病床確保計画の確保病床数224床で算出。括弧内は、病床確保計画の確保病床数（224床）を上回って確保した病床数を含む。患者数は、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において治療継続をしている数及び他府県の医療機関で受け入れている数を除く。

4/1 まん延防止等重点措置適用（4/5～）を受け、大阪市域の飲食店・遊興施設に対する時短要請（20時まで）を決定（第43回対策本部会議）
 4/7 大阪モデル赤信号点灯（医療非常事態宣言）、府域における不要不急の外出移動自粛要請等を決定（第44回対策本部会議）
 4/14 大学等でのオンライン授業実施や学校での部活動休止、テレワーク徹底等を要請（第45回対策本部会議）
 4/20 緊急事態宣言発令要請を決定（第46回対策本部会議）

新型コロナウイルス感染症対策分科会におけるモニタリング指標の状況

指標			ステージⅣ 目安	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/22時点の 目安に対する状況	
ステージⅣ	医療提供体制等の負荷	医療のひっ迫具合	①確保病床占有率	50%以上	73.3% (1,470/2,005)	76.1% (1,525/2,005)	81.3% (1,631/2,005)	82.6% (1,657/2,005)	82.9% (1,664/2,008)	83.8% (1,683/2,008)	84.5% (1,708/2,022)	●
			②入院率	25%以下	12.6% (1,470/11,672)	12.3% (1,525/12,384)	12.3% (1,631/13,239)	12.3% (1,657/13,475)	12.0% (1,664/13,898)	11.4% (1,683/14,736)	11.2% (1,708/15,318)	●
			③重症病床確保病床占有率	50%以上	72.6% (337/464)	75.4% (350/464)	76.5% (355/464)	80.0% (371/464)	83.2% (386/464)	84.3% (391/464)	85.6% (397/464)	●
			④人口10万人あたり療養者数	30人以上	132.41	140.49	150.19	152.86	157.66	167.17	173.76	●
	感染の状況	⑤陽性率 1週間平均		10%以上	8.0%	7.7%	8.0%	8.0%	8.0%	7.9%	8.0%	○
		⑥直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数		25人以上	80.14	82.06	86.51	87.84	88.45	89.72	89.26	●
		⑦感染経路不明割合 1週間平均		50%以上	63.0%	63.4%	64.1%	64.1%	63.8%	64.2%	64.0%	●

人口10万人あたり療養者数が10人以上の場合に適用する。ただし、新規陽性者が発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には適用しない。

重症者数には、他府県の医療機関で受け入れている数1名を含む。

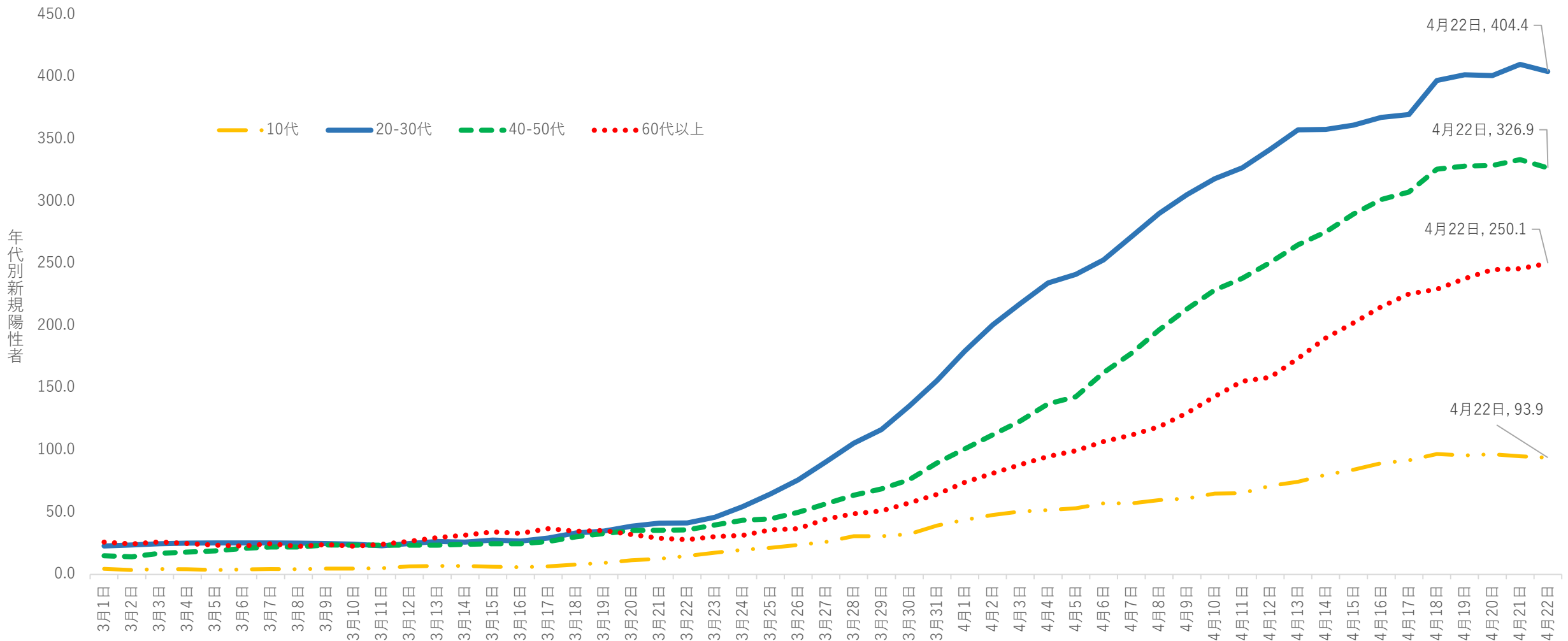
4/1 まん延防止等重点措置適用（4/5～）を受け、大阪市域の飲食店・遊興施設に対する時短要請（20時まで）を決定（第43回対策本部会議）
 4/7 大阪モデル赤信号点灯（医療非常事態宣言）、府域における不要不急の外出移動自粛要請等を決定（第44回対策本部会議）
 4/14 大学等でのオンライン授業実施や学校での部活動休止、テレワーク徹底等を要請（第45回対策本部会議）
 4/20 緊急事態宣言発令要請を決定（第46回対策本部会議）

●：基準外 ○：基準内

年代別新規陽性者数（7日間移動平均）の推移（日別）

直近1日では60代以上を除き減少したが、各年代で依然高い水準。

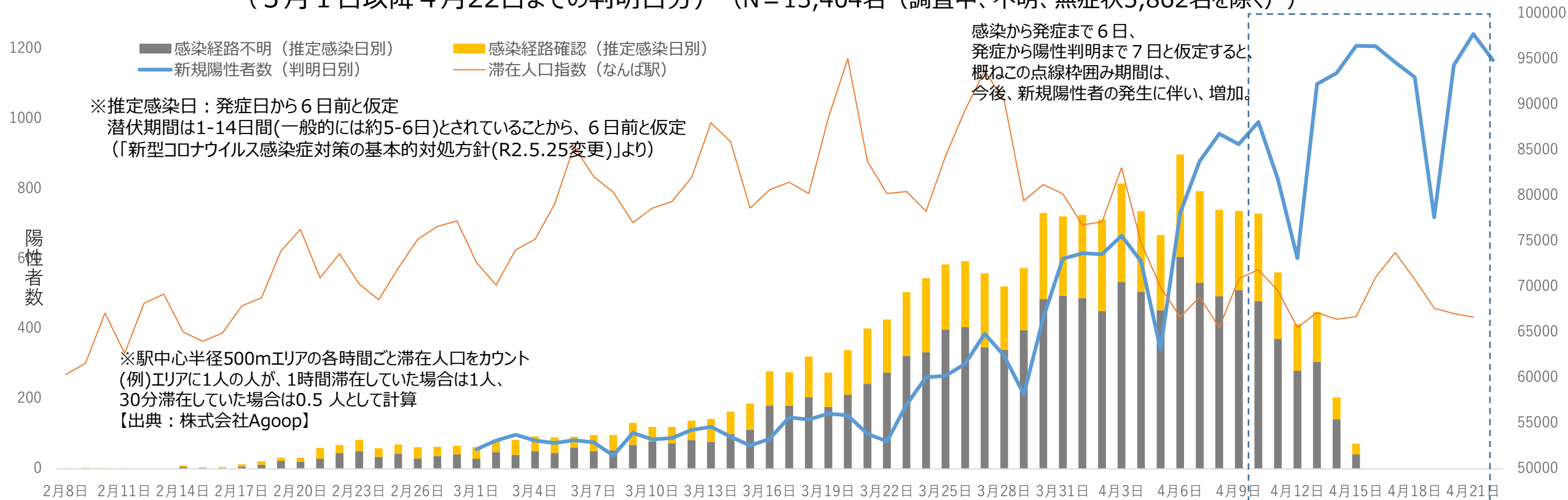
過去の波では、20～30代新規陽性者数7日間移動平均がピークを迎えて約2週間後に60代以上が減少に転じていたことから、今後も60代以上の新規陽性者数移動平均は増加を続け、重症病床等のひっ迫状況は継続していくものと考えられる。



【第四波】推定感染日別陽性者数

人流は4月上旬以降減少した後、横ばいとなっている。推定感染日別陽性者数では、4月7日以降やや減少しているが、4月上旬以降、発症日不明の割合が増加していることから、実態を正確に示しているとは言いきれない。

(3月1日以降4月22日までの判明日分) (N=13,404名(調査中、不明、無症状5,862名を除く))



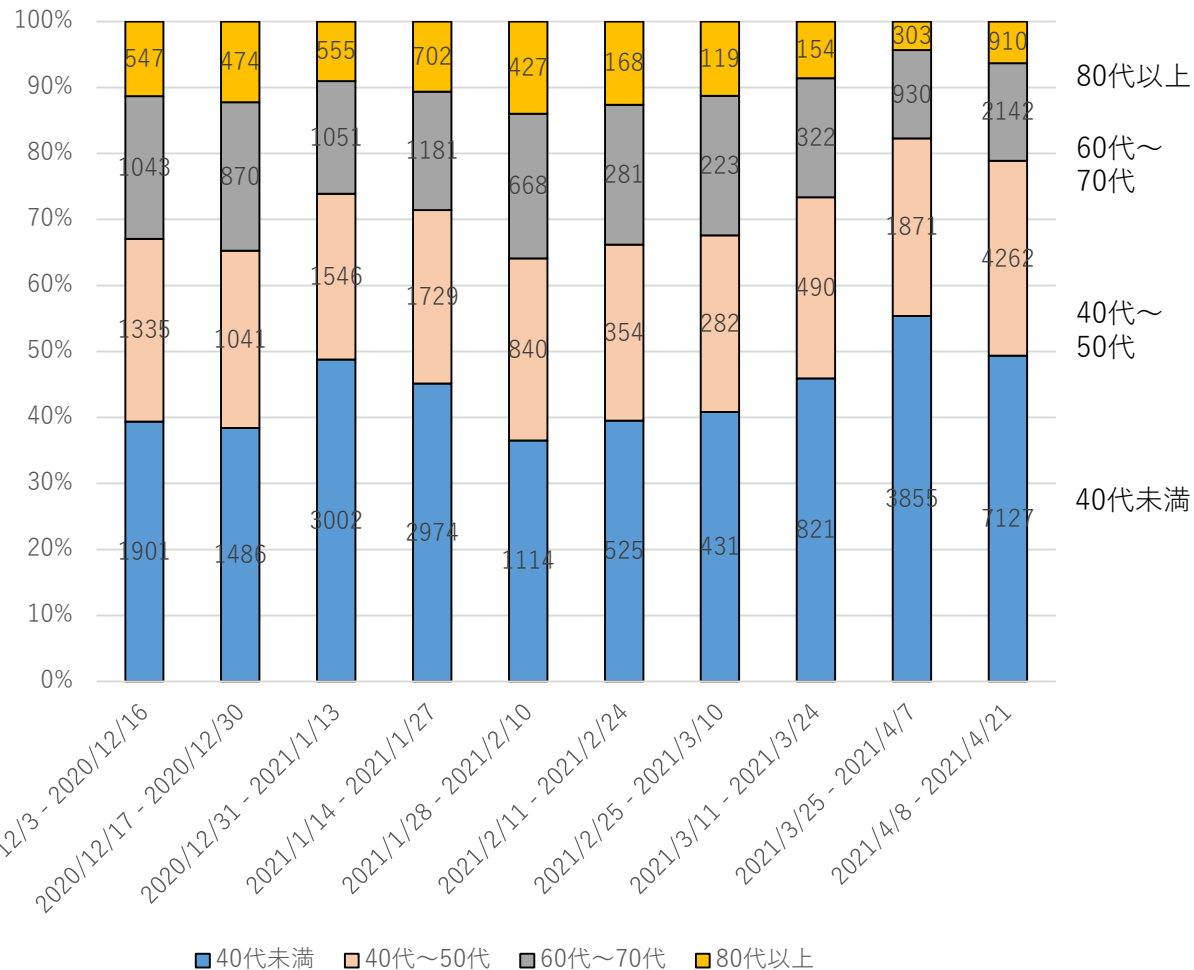
	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22
陽性者数に占める 発症日不明の割合	1.1%	1.7%	2.3%	1.9%	4.7%	0.9%	2.5%	3.1%	5.2%	4.7%	9.1%	5.6%	11.1%	13.9%	11.8%	13.9%	11.2%	10.6%	1.7%	9.7%	9.0%	12.3%	13.3%	17.1%	12.7%	13.9%	12.7%	14.0%	17.7%

陽性者の年齢区分

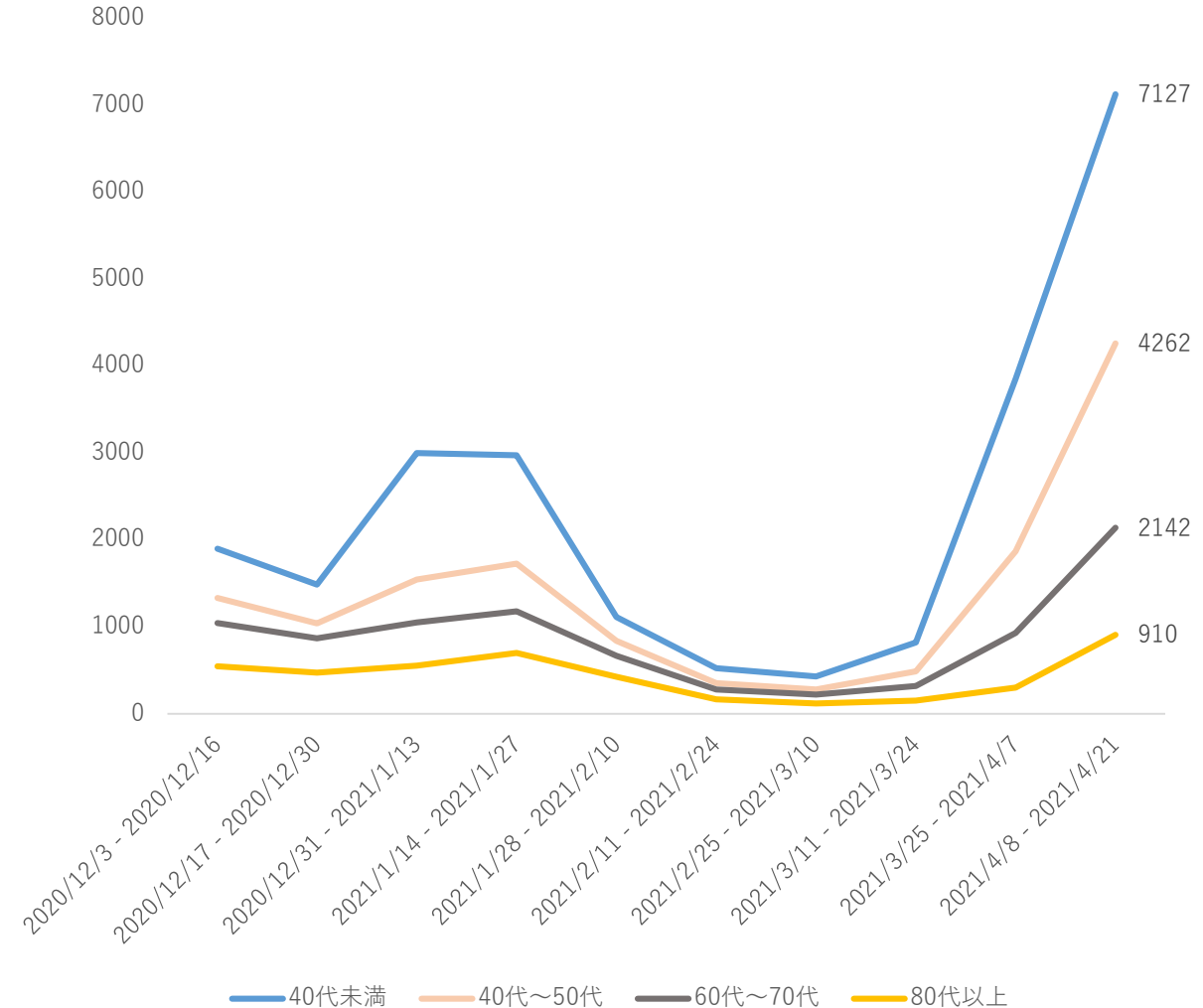
直近2週間で40代未満の割合は5割と依然高く、実数でも急増。

(12月3日以降4月21日までに判明した50,056事例の状況)

陽性者の年齢区分 (割合, 2週間単位)



陽性者の年齢区分 (実数, 2週間単位)

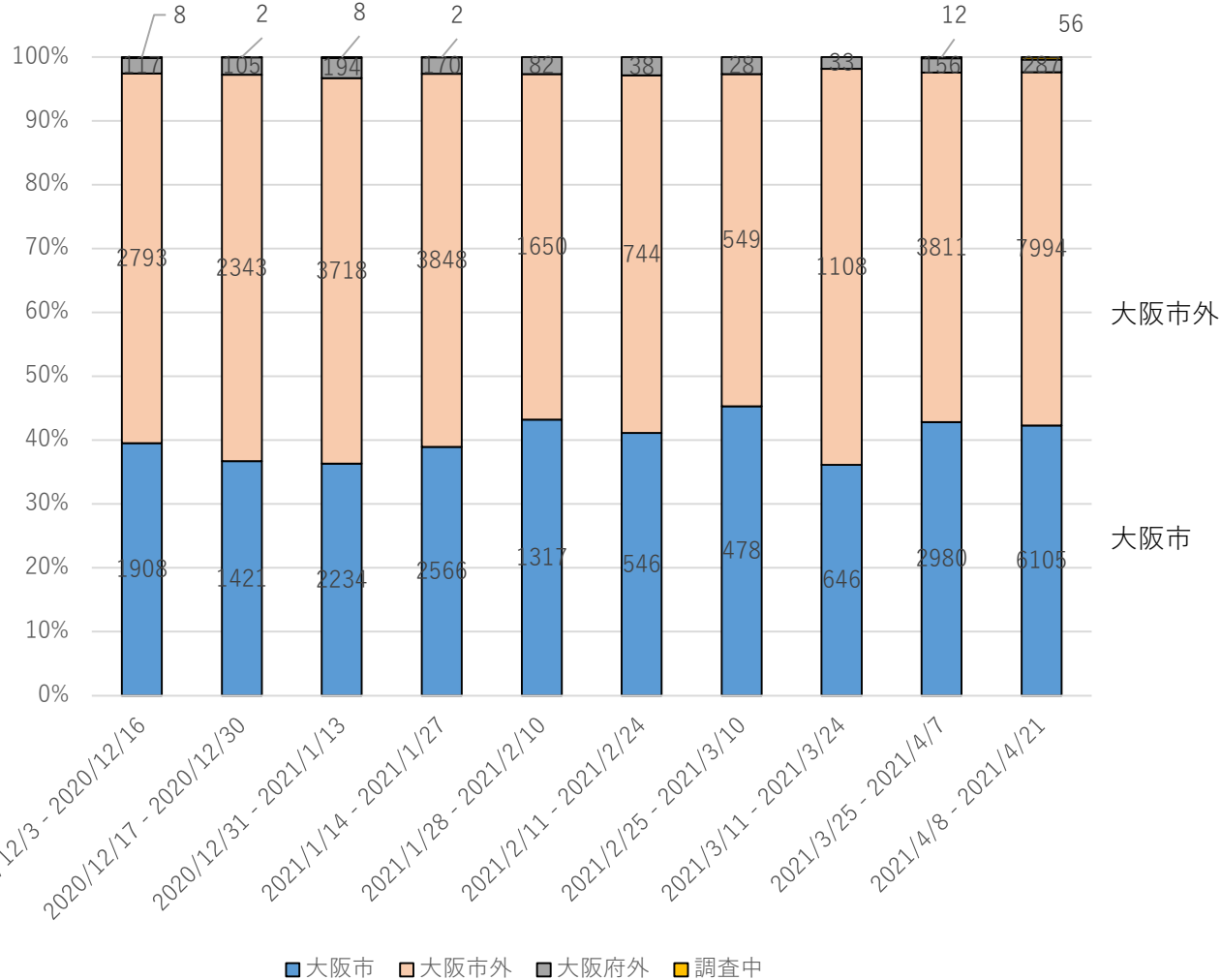


陽性者の居住地

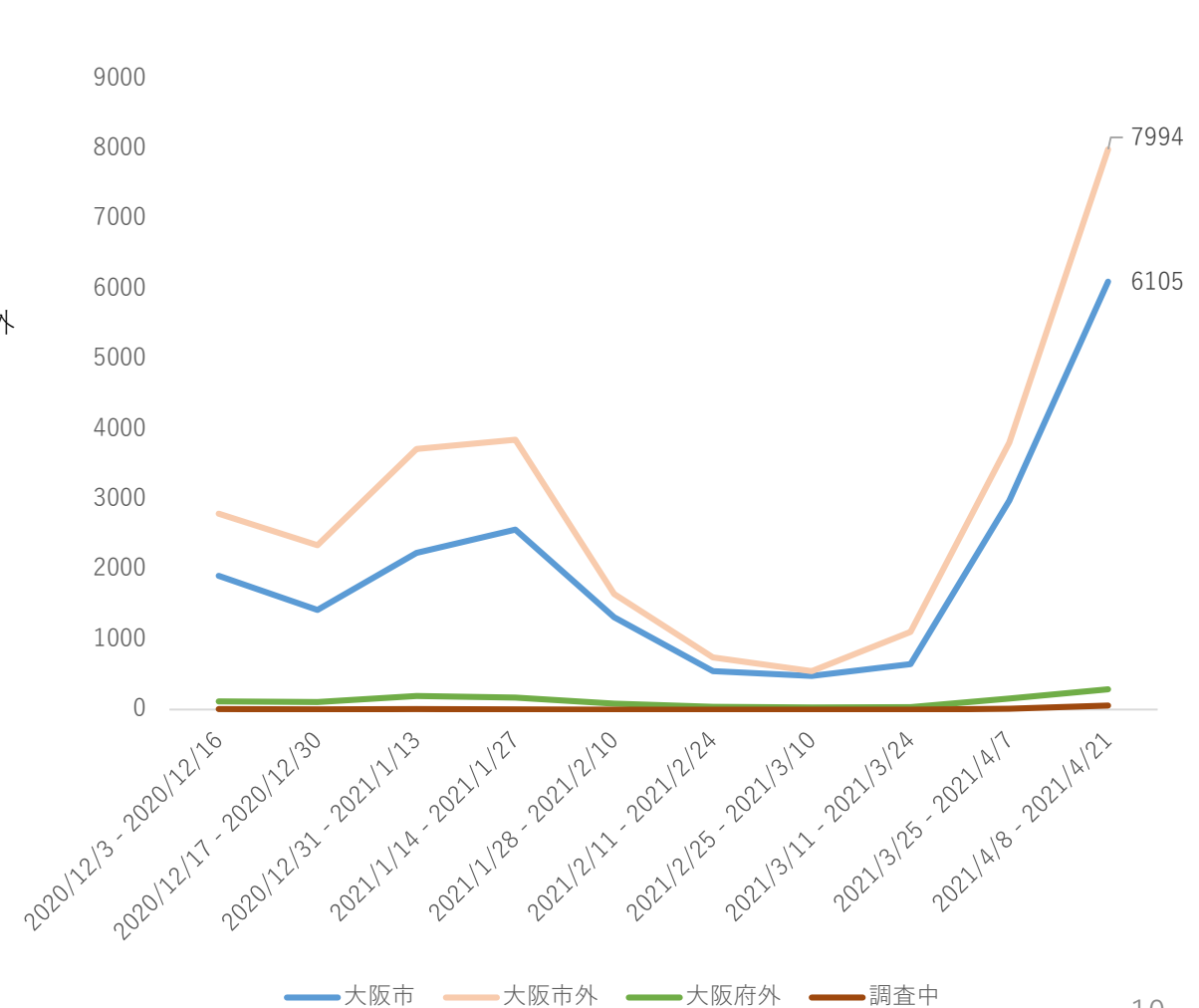
直近2週間で、大阪市内居住者は4割強、市外で6割弱であり、実数はともに急増。

(12月3日以降4月21日までに判明した50,057事例の状況)

陽性者の居住地区分 (割合, 2週間単位)



陽性者の居住地区分 (実数, 2週間単位)

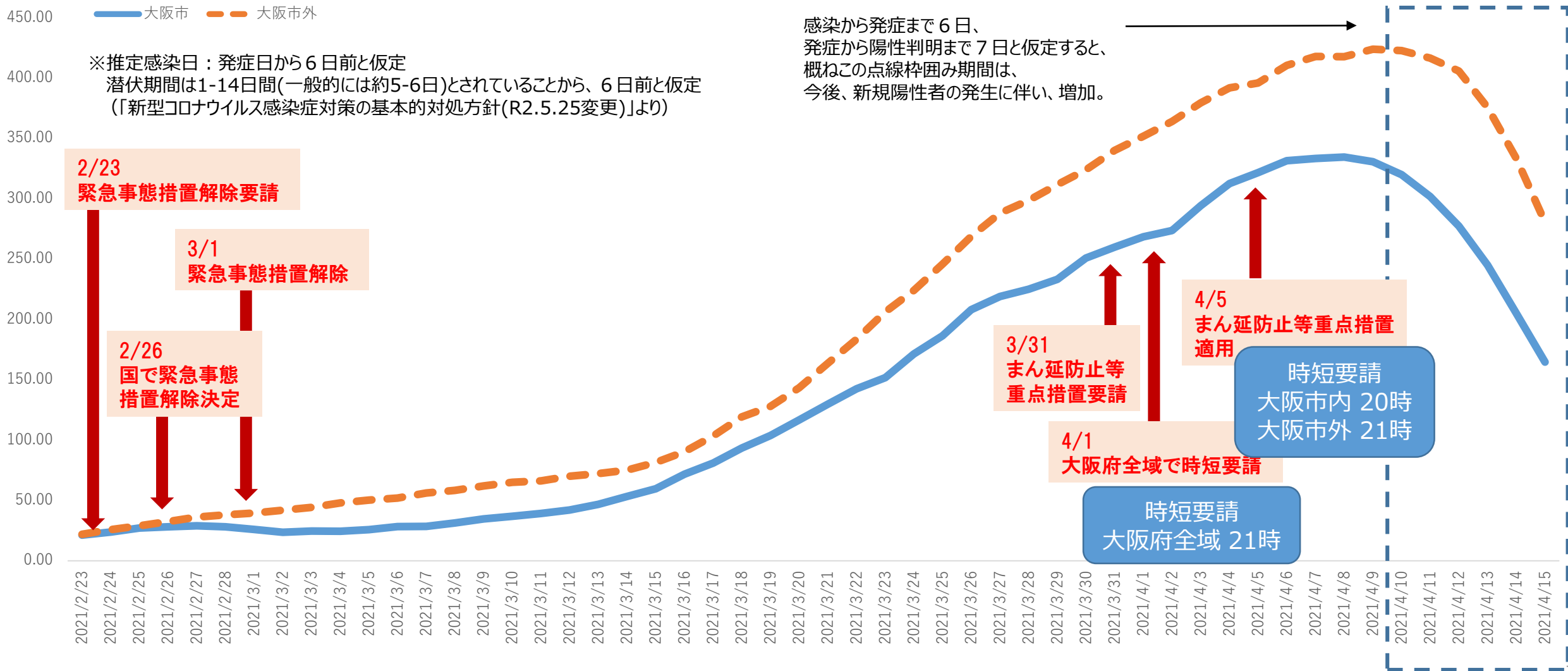


推定感染日別新規陽性者数（大阪市・市外 7日間移動平均）

※市内外は居住地による
 ※発症日が調査中、不明、無症状等を除く

市内居住者の推定感染日別新規陽性者数は、4月8日をピークにやや減少傾向。市外居住者については、現時点では減少傾向は見られない。

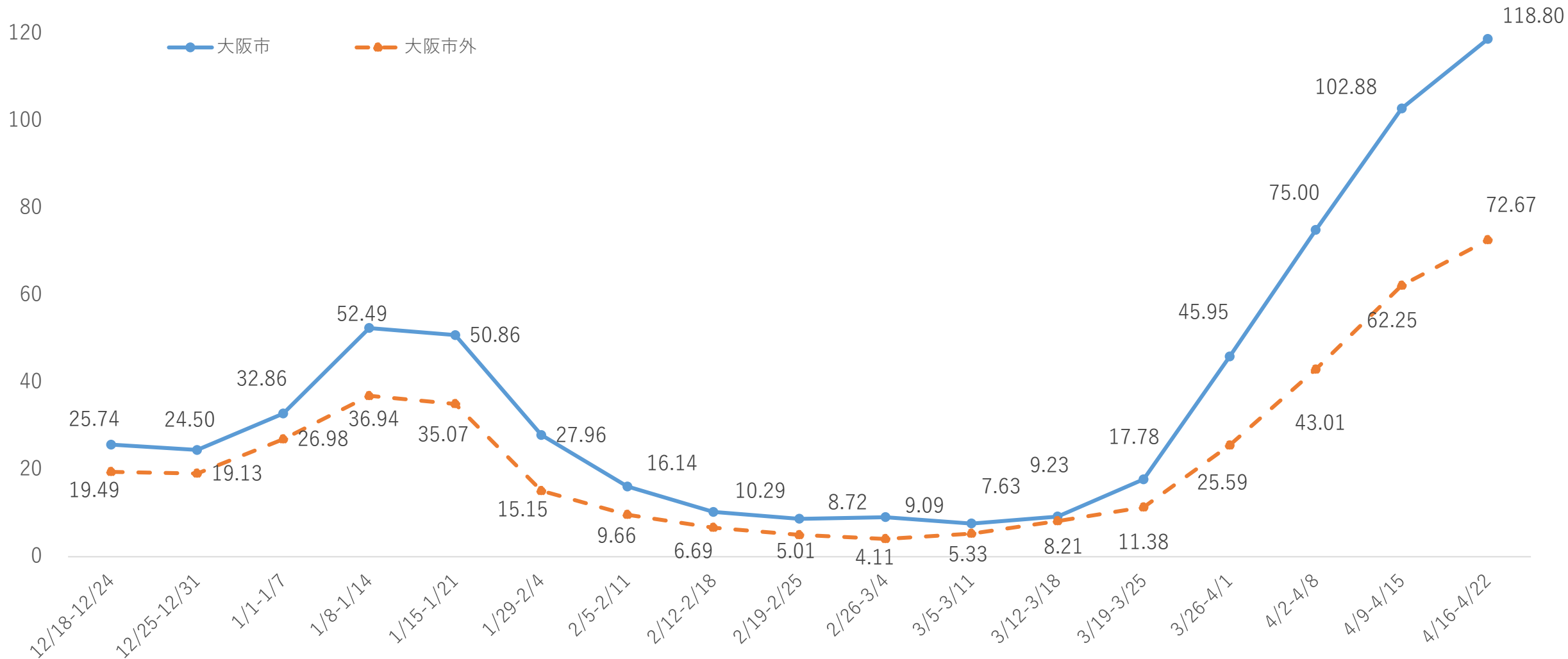
ただし、4月上旬以降、発症日不明の割合が増加していることから、実態を正確に示しているとは言いきれない。



大阪市・市外の陽性者比較（人口10万人あたり 1週間単位）

※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

直近1週間はやや鈍化傾向は見られるものの、依然極めて高い水準のまま増加。

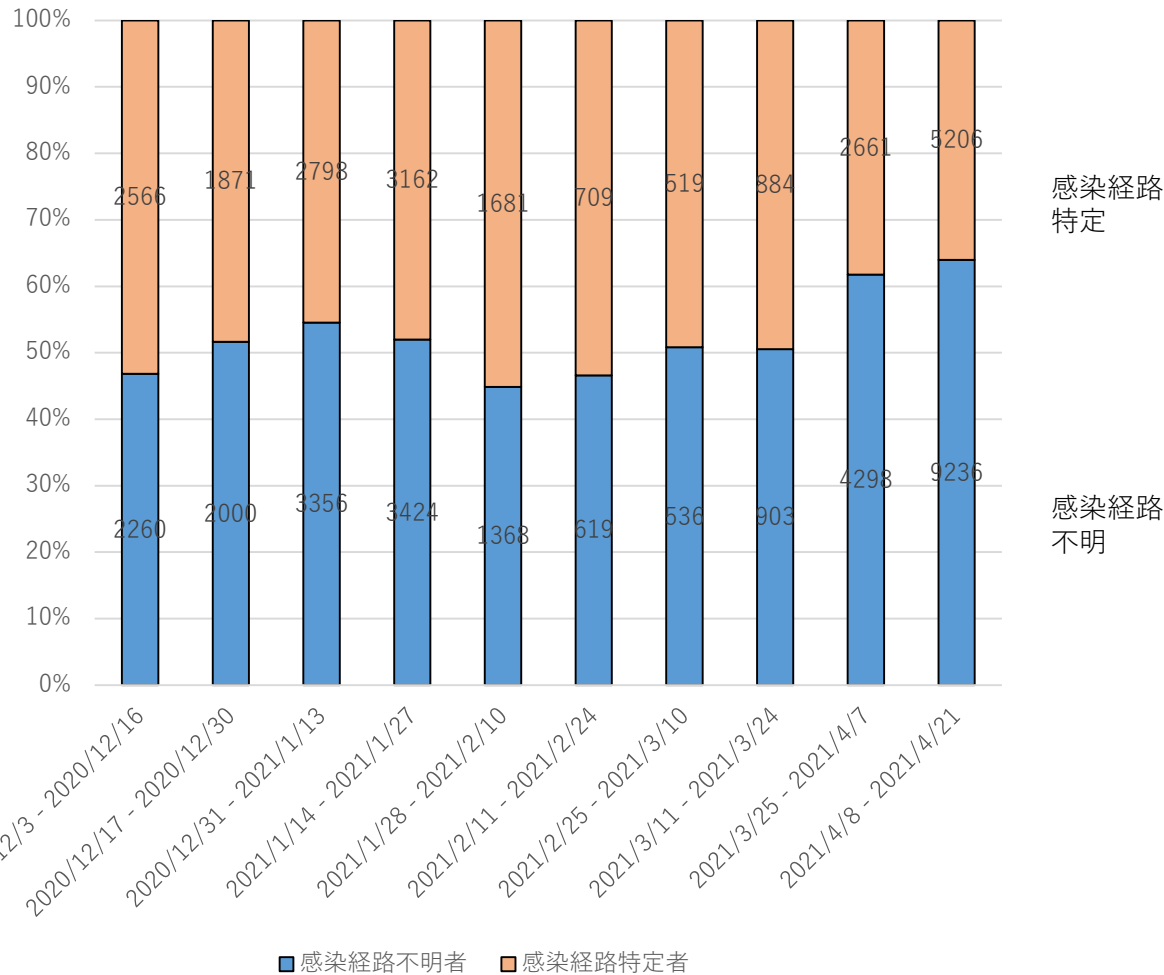


陽性者の感染経路の状況

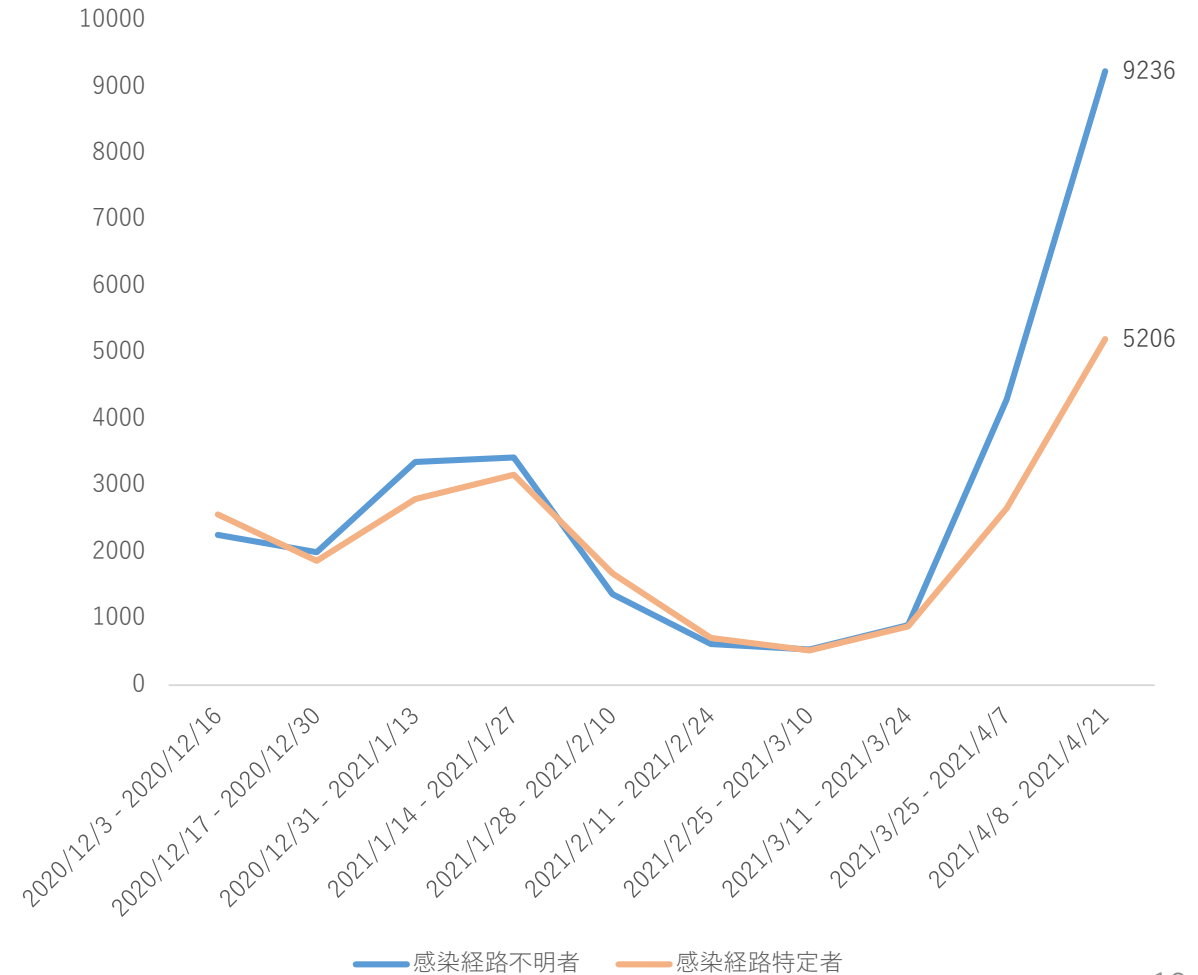
直近2週間で、感染経路不明の割合が6割を超え、実数でも感染経路不明者数が急増。

(12月3日以降4月21日までに判明した50,057事例の状況)

感染経路の状況 (割合)

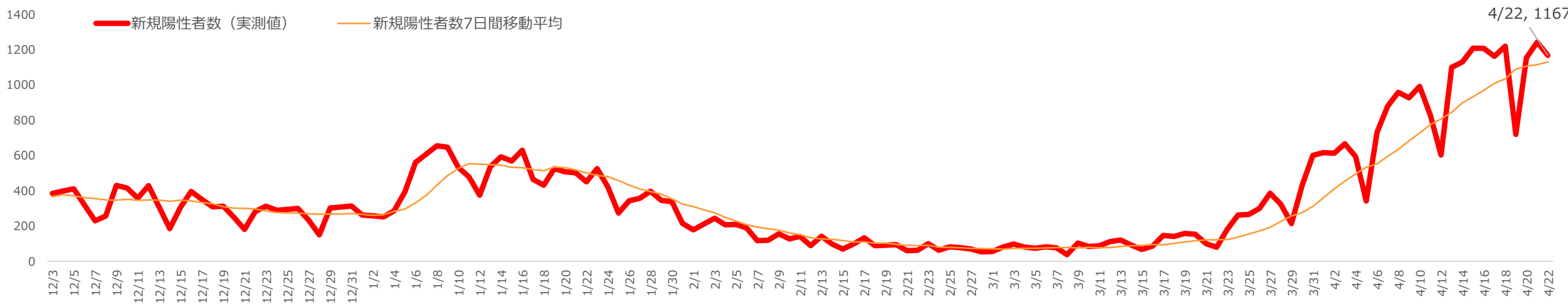


感染経路の状況 (実数)

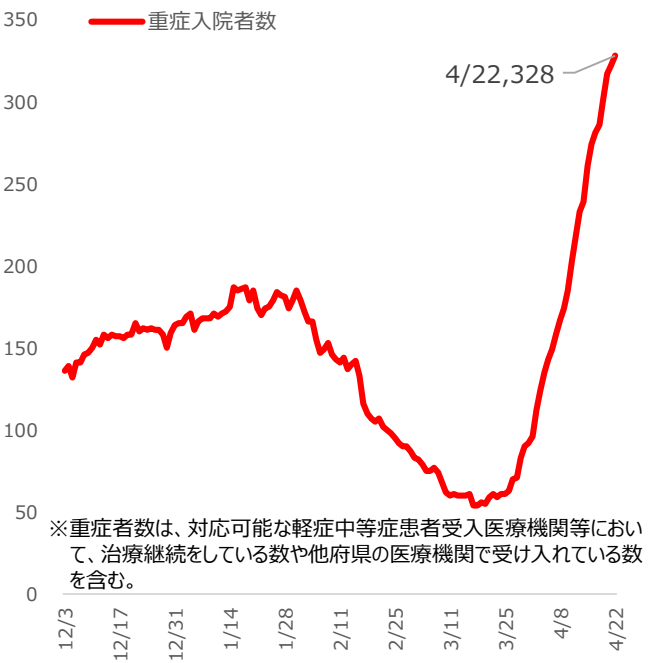


新規陽性者数と入院・療養者数（4月22日時点）

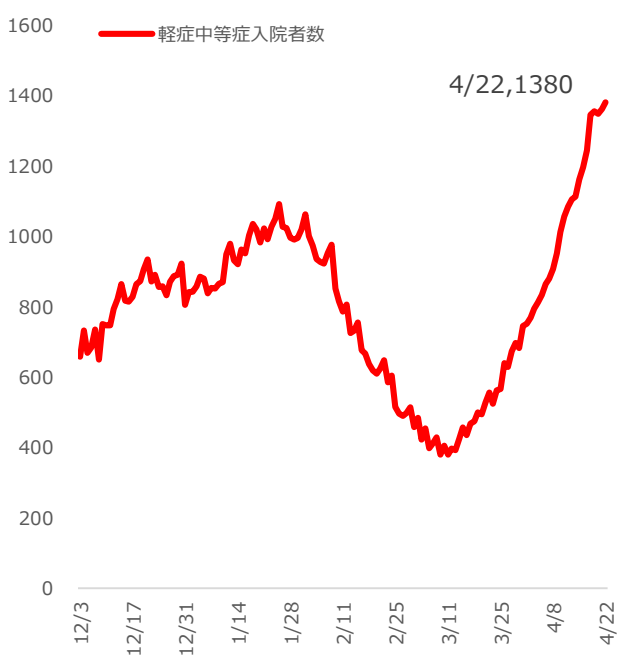
資料 1 - 2



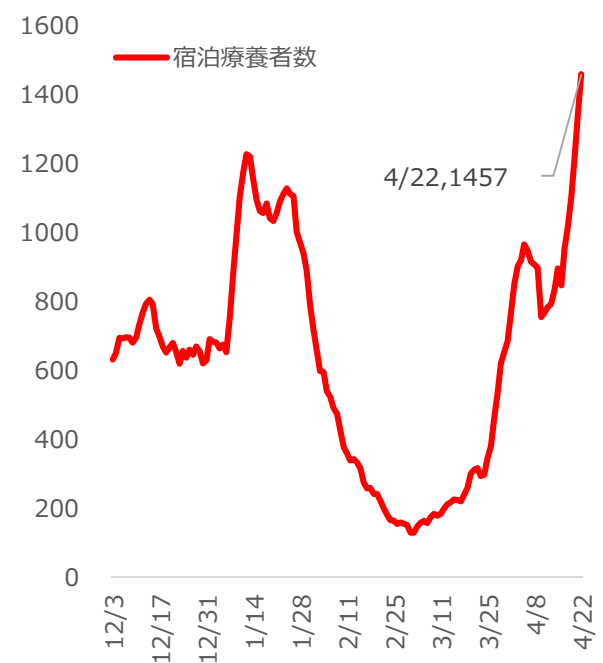
入院患者（重症）



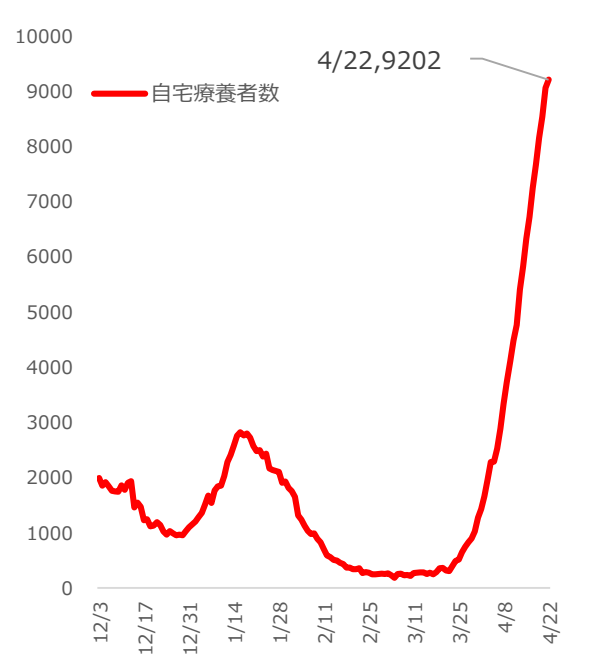
入院患者（軽症中等症）



宿泊療養者



自宅療養者



入院・療養状況（4月22日時点）

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ1	75床	700床	800室
	フェーズ2	110床	1,000床	1,600室
	フェーズ3	150床	1,200床	2,400室
	フェーズ4	180床	1,500床	—
	フェーズ4-2	221床	1,800床	—
確保数等		確保数272床※ ※病床確保計画の確保病床数（224床）を上回って確保した病床数を含む。	確保数1,798床	3,059室
入院・療養者数 （別途、自宅療養 9,202人）		271人※ ※上記の他、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている56人及び他府県の医療機関で受け入れている1人 （計 重症者数 328人）	1,436人※ ※左記56人を含む	1,457人
（使用率：入院・療養者数 ／確保病床・室数）		99.6% （271／272） ※大阪モデルに基づく使用率は、 121.0% （271／224）	79.9% （1,436／1,798）	47.6% （1,457／3,059）
（運用率：入院・療養者数 ／実運用病床・室数）		99.6% （271／272） うち、大阪コロナ重症センター （24／25）	80.1% （1,436／1,793）	47.6% （1,457／3,059）

新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保・運用状況

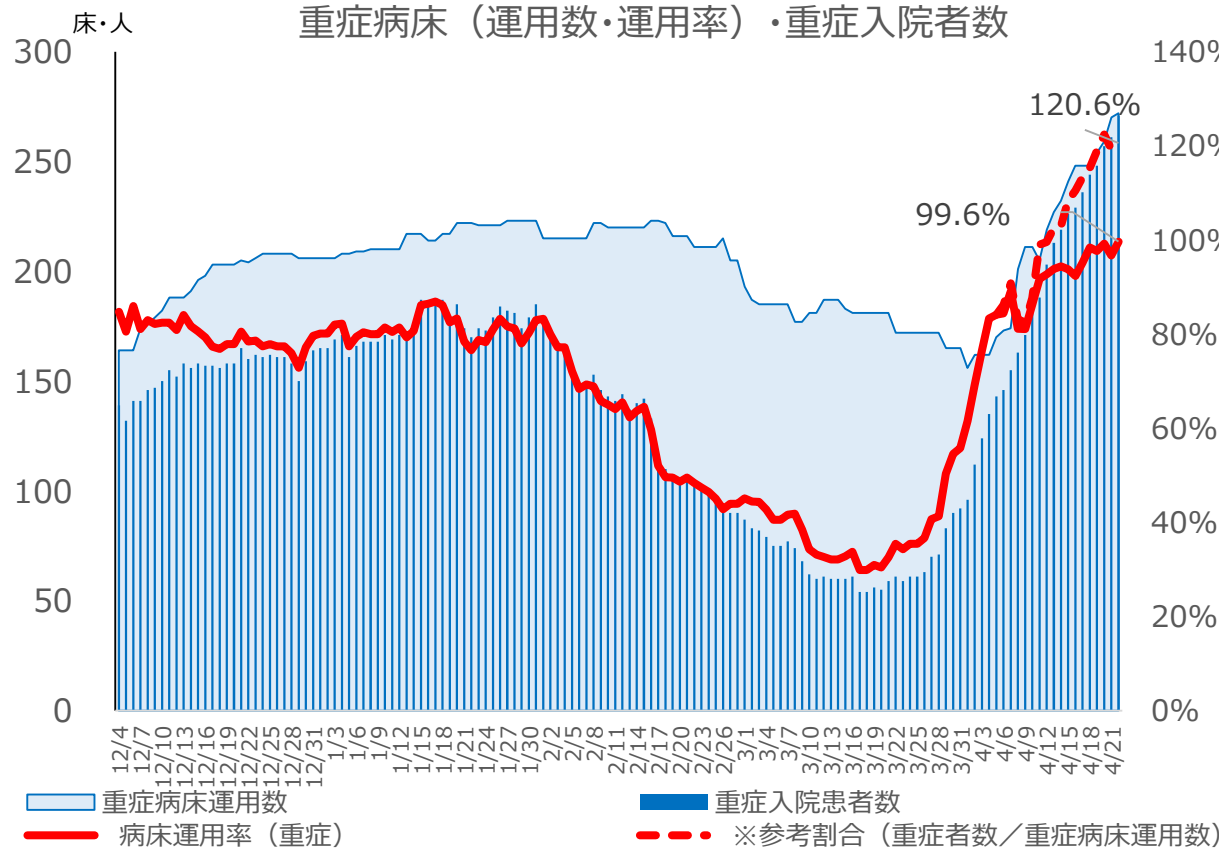
● 重症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

4月22日現在 **病床運用率99.6%**

運用病床数 **272床**※1 入院患者数 **271人**※2

※1 病床確保計画の確保病床数(224床)を上回って確保した病床数を含む。

※2 上記の他、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている重症者数56人
他府県の医療機関にて受け入れしている重症者数1人(計 重症者数328人)



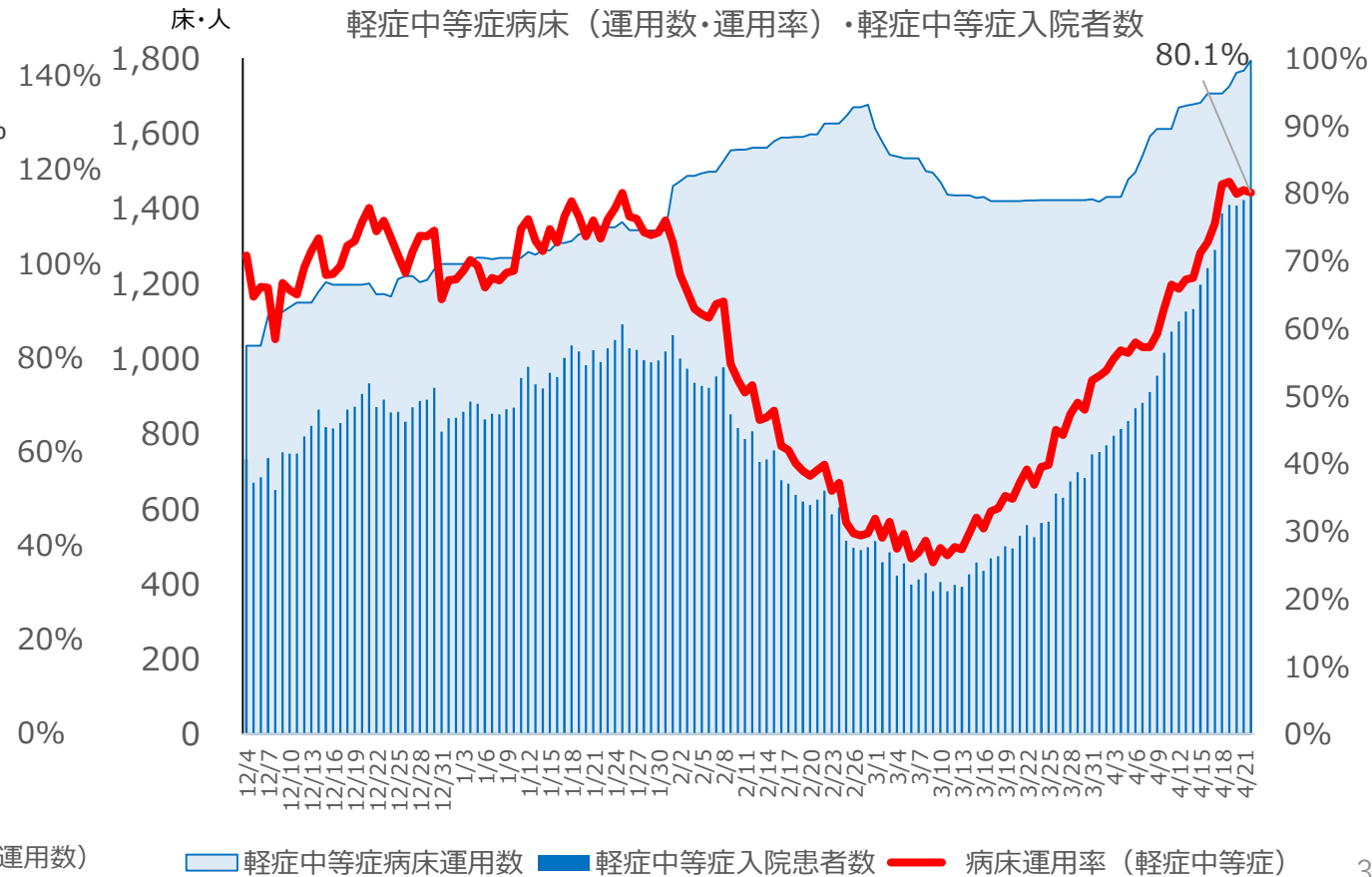
● 軽症中等症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

4月22日現在 **病床運用率80.1%**

運用病床数 **1,793床** 入院患者数 **1,436人**※

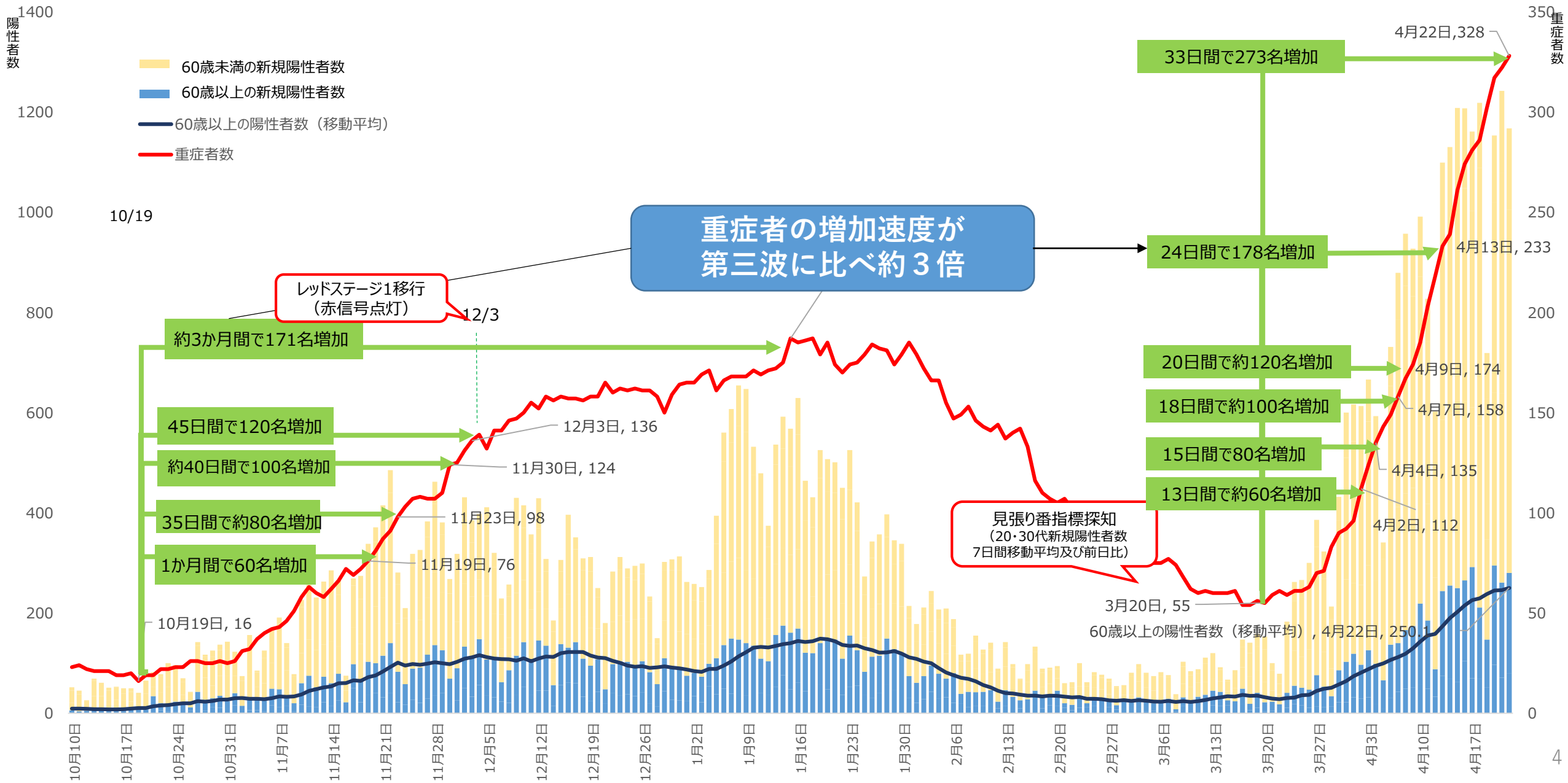
(※左記56人を含む)

- **小児・精神患者用病床等約80床を除いた運用率 約84%**
- **重症者を治療継続をすることで、軽症中等症患者受入可能な病床数は実際より少なく、極めてひっ迫**



重症者数と60歳以上の陽性者数の推移

※重症者数は、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている数を含む。



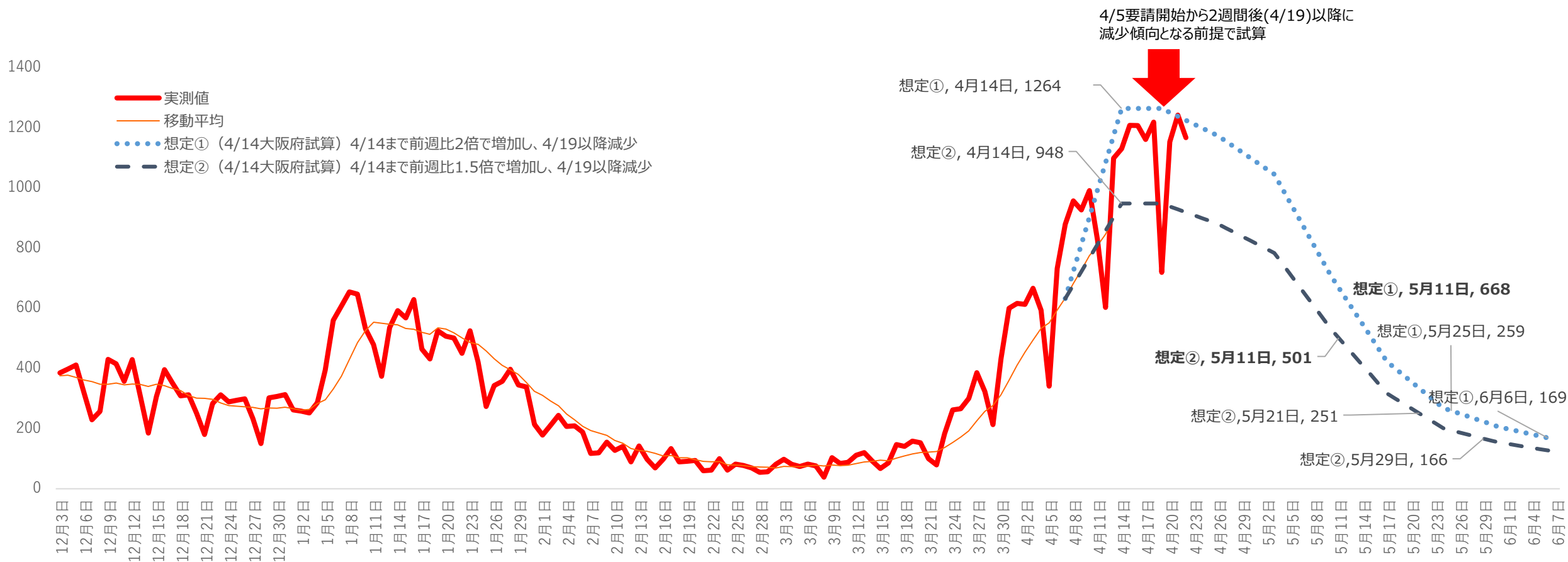
新規陽性者数の推移と患者発生シミュレーション

■ 4/7の新規陽性者数の移動平均値632を起点に、以下の想定でシミュレーションを実施

想定①：4/14まで前週増加比2.0倍で増加し、4/19（4/5まん延防止等重点措置開始後2週間）以降第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合

想定②：4/14まで前週増加比1.5倍で増加し、4/19（4/5まん延防止等重点措置開始後2週間）以降第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合

※4/14から4/19までは新規陽性者数は横ばいになると仮定。



直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数が25（ステージⅣ）を下回る日：想定①5月25日、想定②5月21日

直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数が15（ステージⅢ）を下回る日：想定①6月6日、想定②5月29日

療養者数のシミュレーション

入院患者数（重症）シミュレーション

■ 以下の想定でシミュレーションを実施。
 想定①：4/14まで前週増加比2.0倍で増加し、4/19以降第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合

想定②：4/14まで前週増加比1.5倍で増加し、4/19以降第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合

【陽性者数の設定の考え方】

■ 新規陽性者中の60代以上の陽性者の割合を18%（※1）と設定。

■ 新規陽性者中の40代・50代の新規陽性者数を28%（※1）と設定。

※1：4月7日時点の新規陽性者中の割合（7日間）

【重症率の設定の考え方】

■ 60代以上の新規陽性者の重症率は9.0%（※2）と設定。

■ 40代・50代の新規陽性者の重症率は2.1%（※2）と設定。

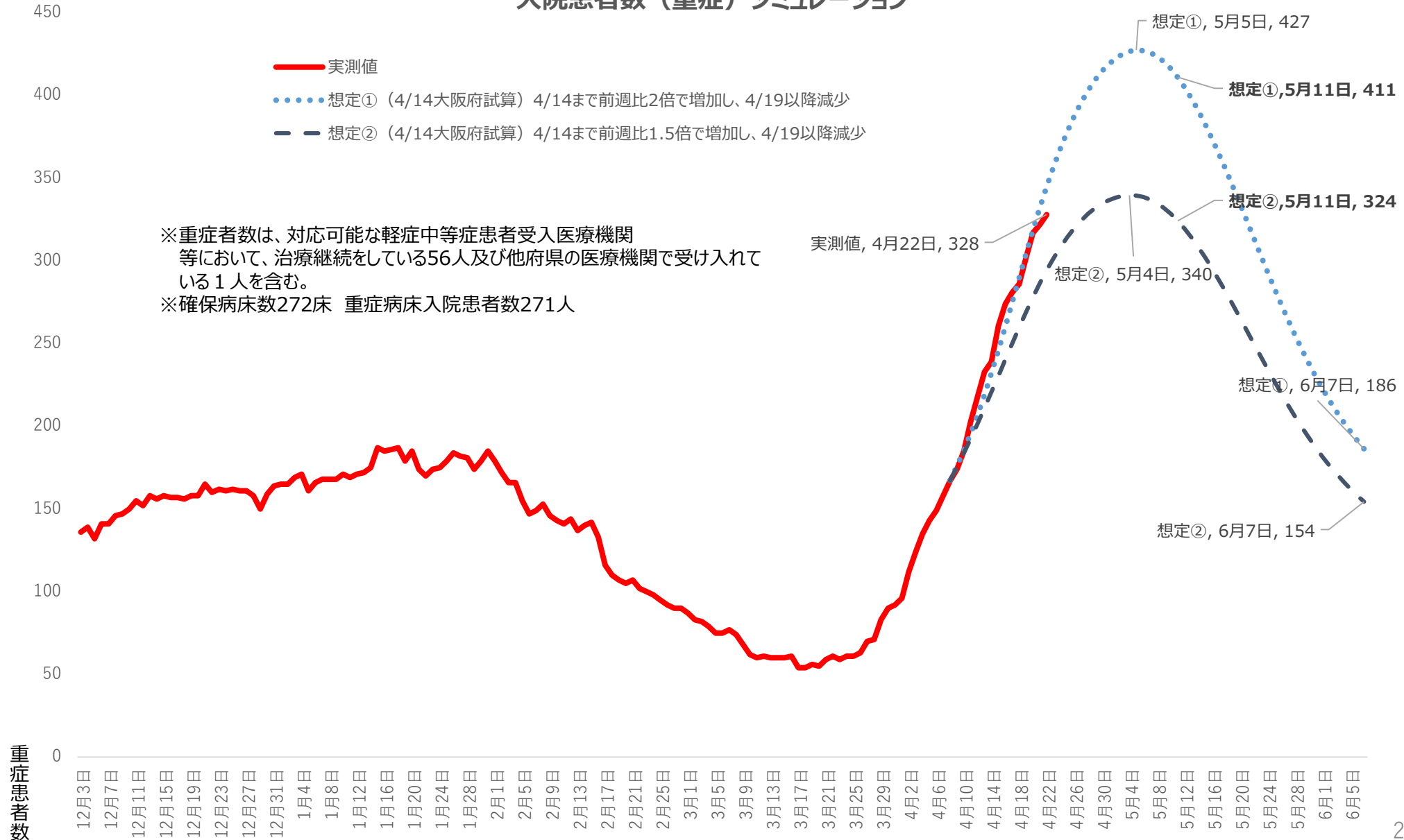
※2：第四波（3/1～4/5）における重症率

【療養方法と期間の設定の考え方】

■ 重症患者以外の陽性者のうち、20%は入院療養、35.7%は宿泊療養、44.4%は自宅療養となる。（第三波実測値）

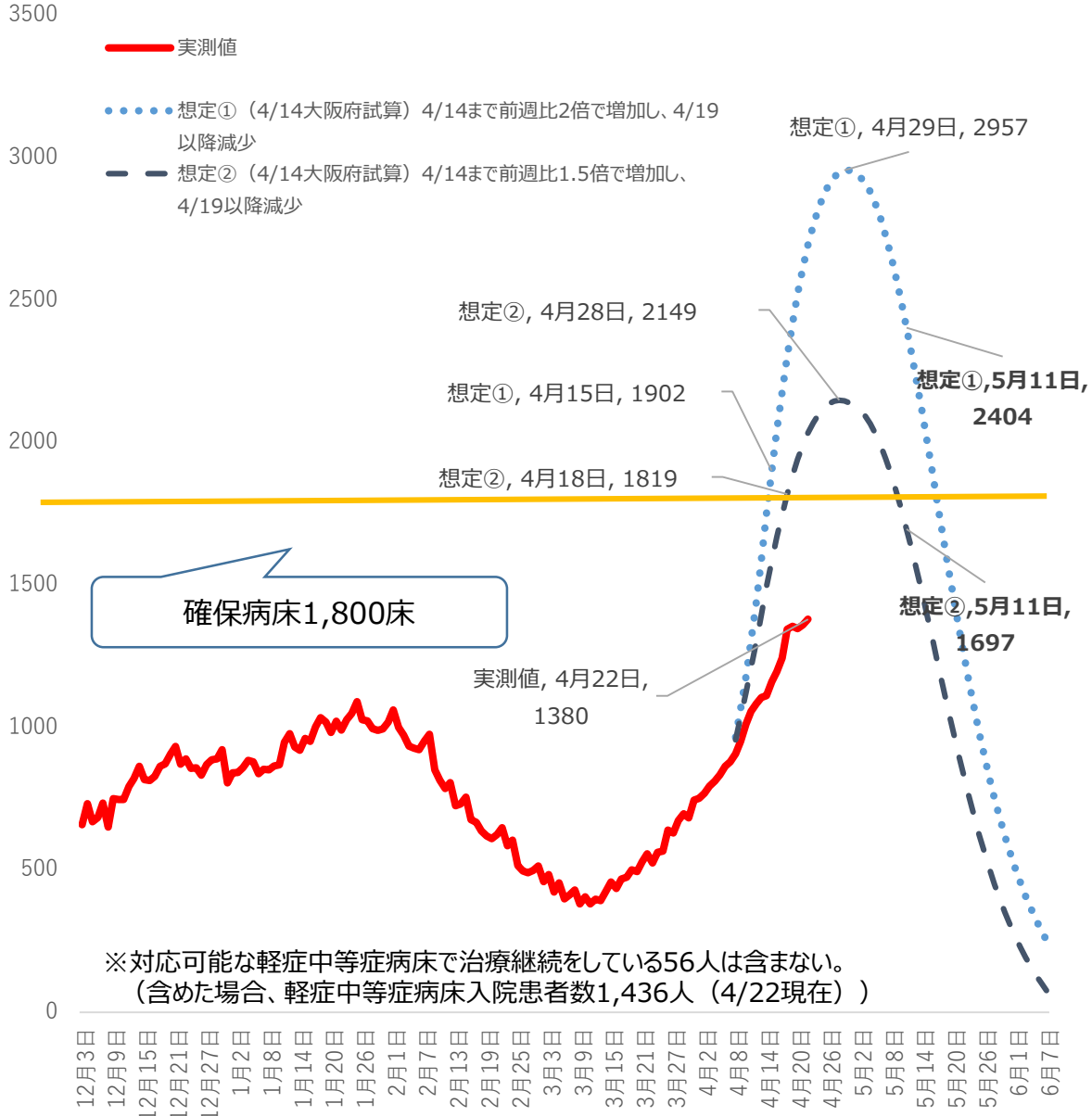
■ 重症以外の入院療養者は約12日後に退院する。宿泊及び自宅療養者は約7日後に解除となる。

（第三波（12/21時点）実測値）

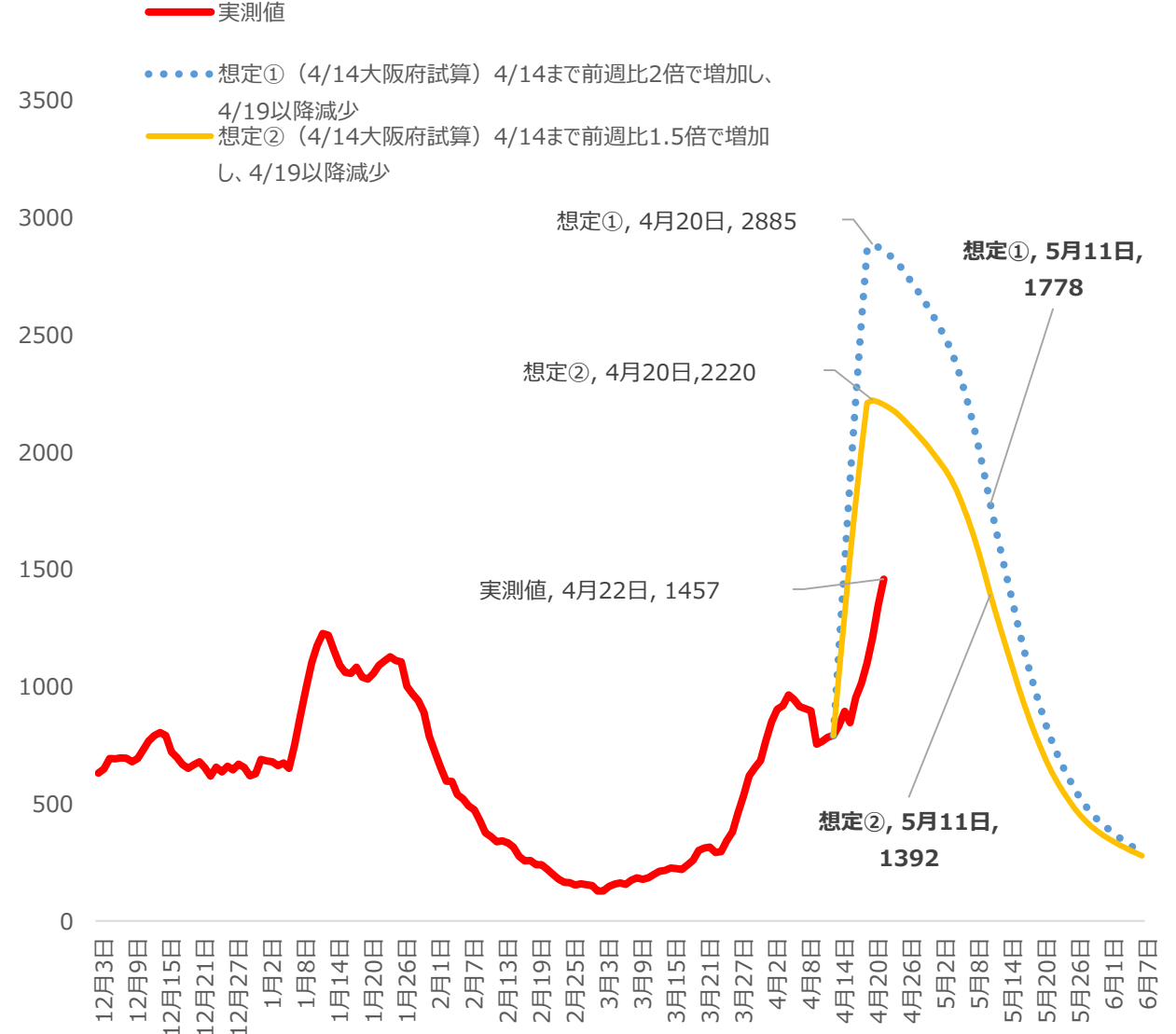


療養者数のシミュレーション

入院患者数（軽症中等症）シミュレーション



宿泊療養者数シミュレーション

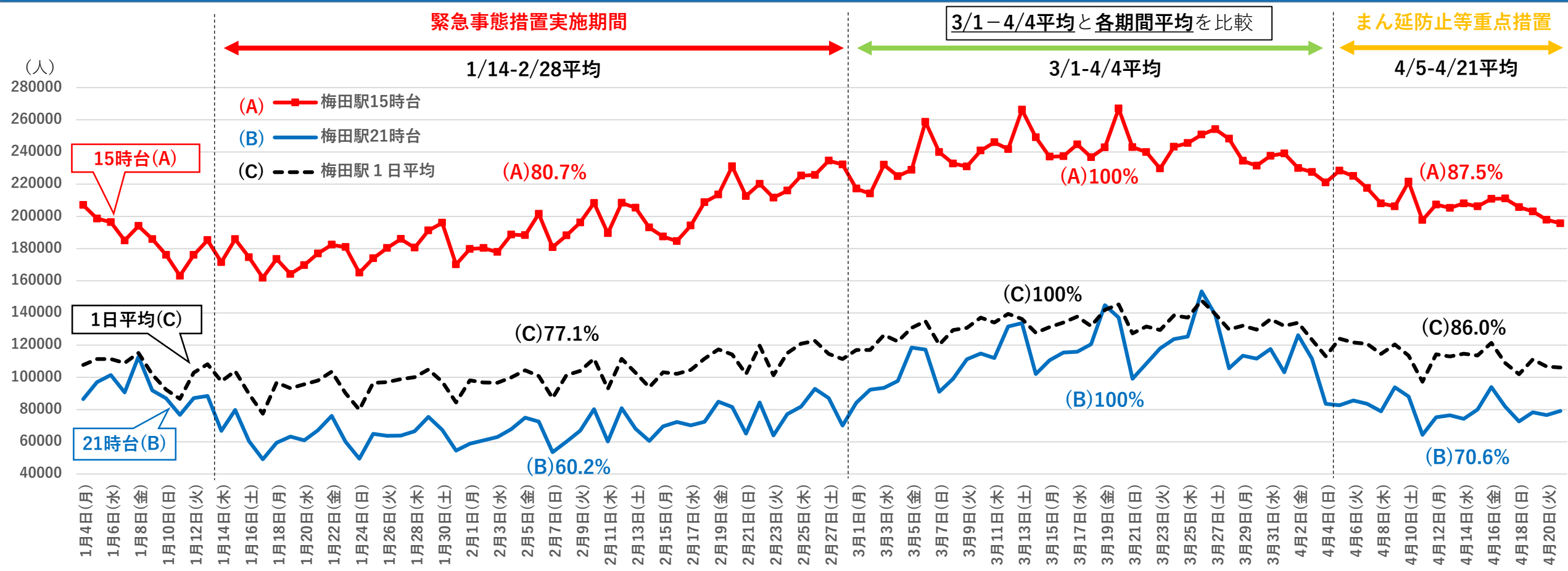


宿泊療養者数のみ4月13日を起点としてシミュレーション実施

【時間帯別】滞在人口の推移（梅田駅15時台・21時台）

【出典：株式会社Agoop】

資料1-4



1月4日(月) 1月6日(水) 1月8日(金) 1月10日(日) 1月12日(火) 1月14日(木) 1月16日(土) 1月18日(月) 1月20日(水) 1月22日(金) 1月24日(日) 1月26日(火) 1月28日(木) 1月30日(土) 2月1日(月) 2月3日(水) 2月5日(金) 2月7日(日) 2月9日(火) 2月11日(木) 2月13日(土) 2月15日(月) 2月17日(水) 2月19日(金) 2月21日(日) 2月23日(火) 2月25日(木) 2月27日(土) 3月1日(月) 3月3日(水) 3月5日(金) 3月7日(日) 3月9日(火) 3月11日(木) 3月13日(土) 3月15日(月) 3月17日(水) 3月19日(金) 3月21日(日) 3月23日(火) 3月25日(木) 3月27日(土) 3月29日(月) 3月31日(水) 4月2日(金) 4月4日(日) 4月6日(火) 4月8日(木) 4月10日(土) 4月12日(月) 4月14日(水) 4月16日(金) 4月18日(日) 4月20日(火)

1/9
・1都3県との往来自粛
・成人式前後の懇親会への参加自粛

1/14
・緊急事態措置(時短要請20時まで)

2/8
・緊急事態措置延長

3/15
・緊急事態宣言解除
・大阪市全域時短要請(21時まで)

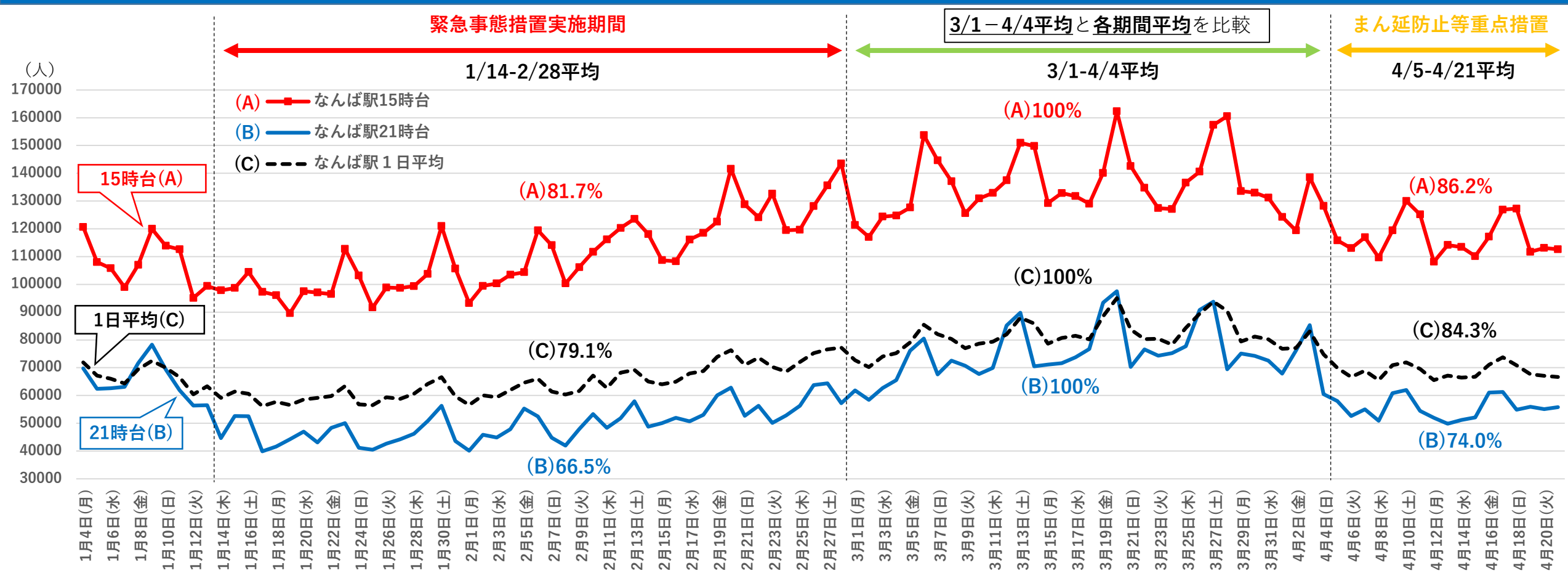
4/15
・大阪府全域時短要請(21時まで)

4/5
・まん延防止等重点措置
(時短要請市内20時・市外21時まで)

※駅中心半径500mエリアの各時間ごと滞在人口をカウント
(例)エリアに1人の人が、1時間滞在していた場合は1人、
30分滞在していた場合は0.5人として計算
【出典：株式会社Agoop】

【時間帯別】滞在人口の推移（なんば駅15時台・21時台）

【出典：株式会社Agoop】



1/9
・1都3県との往来自粛
・成人式前後の懇親会への参加自粛

1/14
・緊急事態措置（時短要請20時まで）

2/8
・緊急事態宣言延長

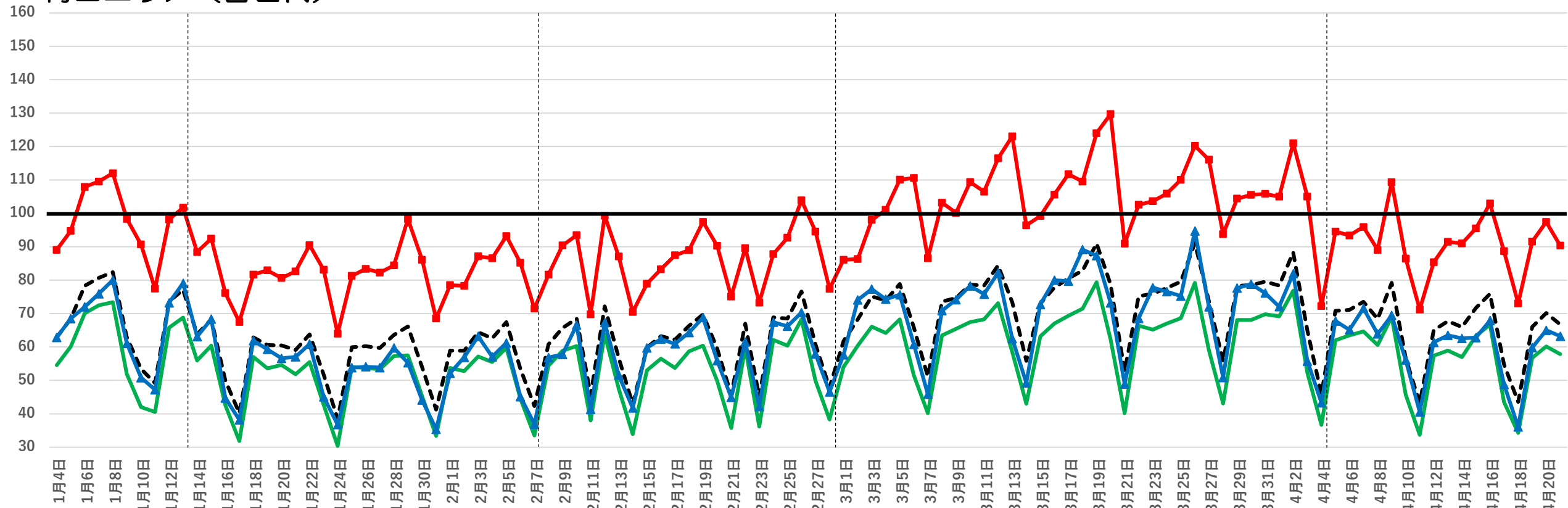
3/15
・緊急事態宣言解除
・大阪市全域時短要請（21時まで）

4/5
・まん延防止等重点措置
・時短要請市内20時・市外21時まで
・大阪府全域時短要請（21時まで）

※駅中心半径500mエリアの各時間ごと滞在人口をカウント
(例)エリアに1人の人が、1時間滞在していた場合は1人、
30分滞在していた場合は0.5人として計算
【出典：株式会社Agoop】

夜間（18時～24時）における人口増減状況 【出典：ヤフー・データソリューション】

梅田エリア（各世代） --- 全世代① --- 30代以下② --- 40代・50代③ --- 60代以上④



緊急事態措置（延長前）
（1/14～2/7）
①100 ②100
③100 ④100

緊急事態措置（延長後）
（2/8～2/28）
①105.8 ②105.0
③104.9 ④109.3
※緊急事態措置（延長前）
（1/14～2/7）を100とした場合

解除後（時短要請）
（3/1～4/4）
①128.3 ②127.8
③125.1 ④134.7
※緊急事態措置（延長前）
（1/14～2/7）を100とした場合

まん延防止等重点措置
（4/5～）
①114.0 ②110.7
③112.6 ④114.2
※緊急事態措置（延長前）
（1/14～2/7）を100とした場合

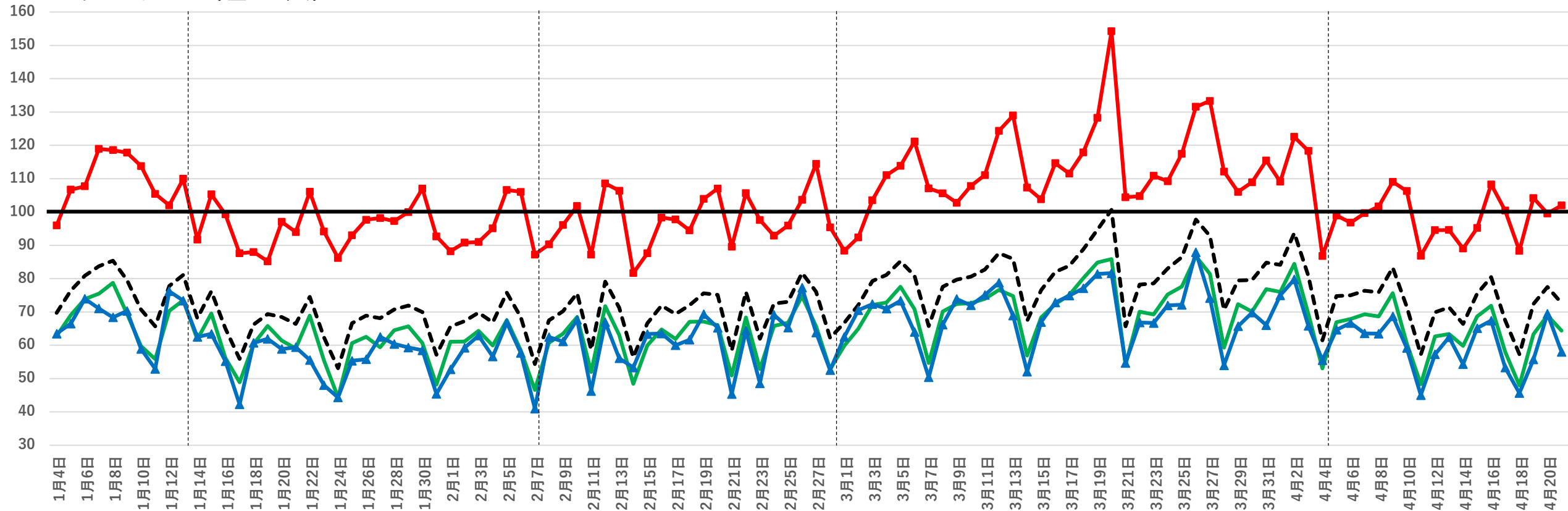
※グラフ指数について
令和2年4月7日（1回目緊急事態宣言日）の「夜間18時～24時」を100とした指数で表示
（18:00～24:00の間に30分以上の滞在をカウント）

【出典：ヤフー・データソリューション】

夜間（18時～24時）における人口増減状況 【出典：ヤフー・データソリューション】

難波エリア（各世代）

--- 全世代① —●— 30代以下② —●— 40代・50代③ —▲— 60代以上④



<p>← 緊急事態措置（延長前） （1/14～2/7）</p> <p>①100 ②100 ③100 ④100</p>	<p>← 緊急事態措置（延長後） （2/8～2/28）</p> <p>①105.1 ②102.6 ③104.7 ④108.6</p> <p>※緊急事態措置（延長前） （1/14～2/7）を100とした場合</p>	<p>← 解除後（時短要請） （3/1～4/4）</p> <p>①121.5 ②118.2 ③120.3 ④123.5</p> <p>※緊急事態措置（延長前） （1/14～2/7）を100とした場合</p>	<p>← まん延防止等重点措置 （4/5～）</p> <p>①108.1 ②103.3 ③107.1 ④106.6</p> <p>※緊急事態措置（延長前） （1/14～2/7）を100とした場合</p>
--	--	---	---

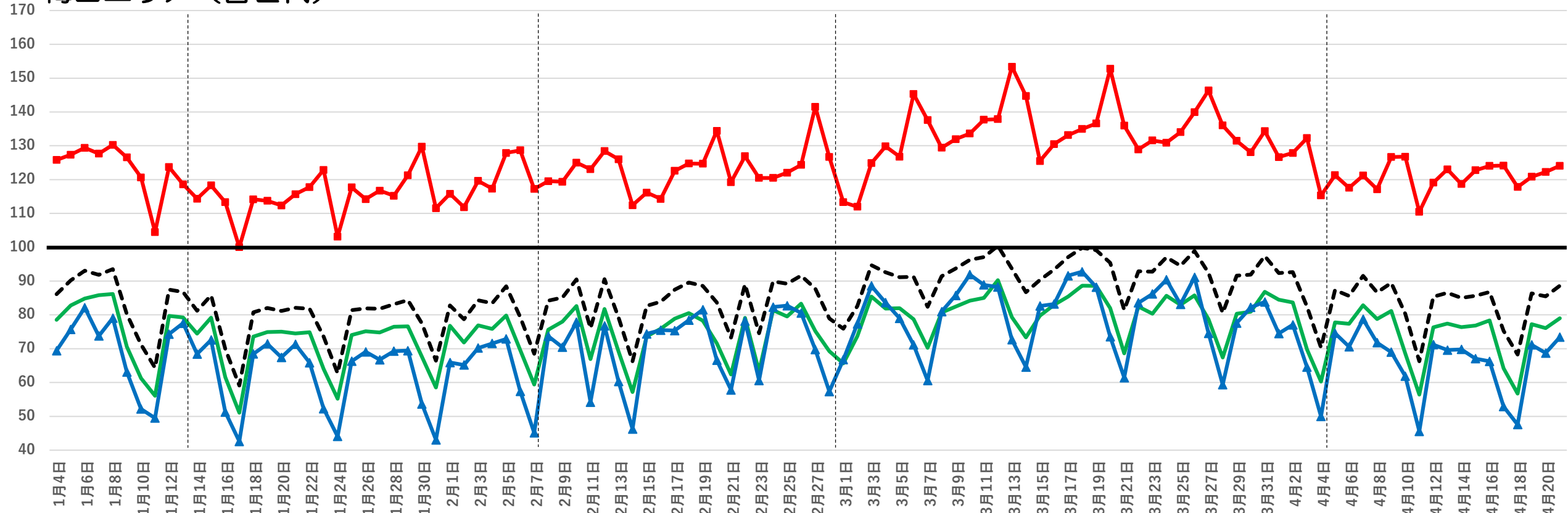
※グラフ指数について
 令和2年4月7日（1回目緊急事態宣言日）の「夜間18時～24時」を100とした指数で表示
 （18:00～24:00の間に30分以上の滞在をカウント）

【出典：ヤフー・データソリューション】

昼間（12時～18時）における人口増減状況 【出典：ヤフー・データソリューション】

梅田エリア（各世代）

--- 全世代① —●— 30代以下② —●— 40代・50代③ —▲— 60代以上④



緊急事態措置（延長前）
(1/14～2/7)

①100 ②100
③100 ④100

緊急事態措置（延長後）
(2/8～2/28)

①106.9 ②106.0
③105.1 ④112.9

※緊急事態措置（延長前）
(1/14～2/7)を100とした場合

解除後（時短要請）
(3/1～4/4)

①116.3 ②114.2
③112.8 ④125.9

※緊急事態措置（延長前）
(1/14～2/7)を100とした場合

まん延防止等重点措置
(4/5～)

①106.5 ②104.0
③104.7 ④106.4

※緊急事態措置（延長前）
(1/14～2/7)を100とした場合



梅田エリア

※グラフ指数について

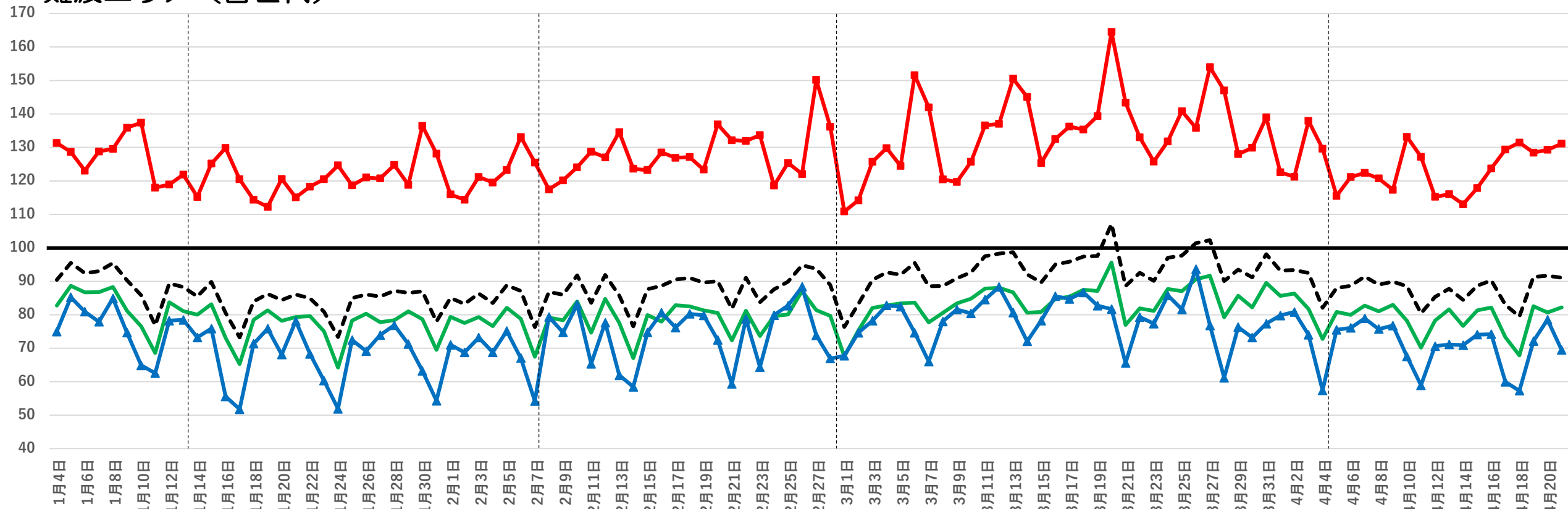
令和2年4月7日(1回目緊急事態宣言日)の「昼間12時～18時」を100とした指数で表示
(12:00～17:59の間に30分以上の滞在をカウント)

【出典：ヤフー・データソリューション】

昼間（12時～18時）における人口増減状況 【出典：ヤフー・データソリューション】

難波エリア（各世代）

--- 全世代① —●— 30代以下② —■— 40代・50代③ —▲— 60代以上④



緊急事態措置（延長前）
 (1/14～2/7)
 ①100 ②100
 ③100 ④100

緊急事態措置（延長後）
 (2/8～2/28)
 ①105.2 ②105.5
 ③103.1 ④109.8
 ※緊急事態措置（延長前）
 (1/14～2/7)を100とした場合

解除後（時短要請）
 (3/1～4/4)
 ①111.3 ②110.2
 ③108.7 ④115.5
 ※緊急事態措置（延長前）
 (1/14～2/7)を100とした場合

まん延防止等重点措置
 (4/5～)
 ①104.5 ②101.3
 ③102.7 ④105.1
 ※緊急事態措置（延長前）
 (1/14～2/7)を100とした場合

※グラフ指数について
 令和2年4月7日(1回目緊急事態宣言日)の「昼間12時～18時」を100とした指数で表示
 (12:00～17:59の間に30分以上の滞在をカウント)

緊急事態宣言発令を受け、エリアを拡大し、**大阪府内の飲食店**（20時以降通常開店する店舗を除く約8万店）を対象に、感染防止対策の徹底及び緊急事態措置の要請遵守のため、市町村と連携し、個別店舗訪問を実施。

体制

4/25～ 最大300班（600人）体制（民間委託＋行政職員）
訪問時間 11時～20時

主な調査項目

〔来店者・施設の感染防止対策〕

- ・ アクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保）
- ・ 消毒液の設置（手指消毒の徹底）
- ・ 換気の徹底 及び CO2センサーの設置
- ・ マスク会食の徹底
- ・ 業種別ガイドラインの遵守

〔緊急事態措置への対応〕

- ・ 営業時間短縮要請の遵守
- ・ 酒類等の提供の禁止



設置イメージ

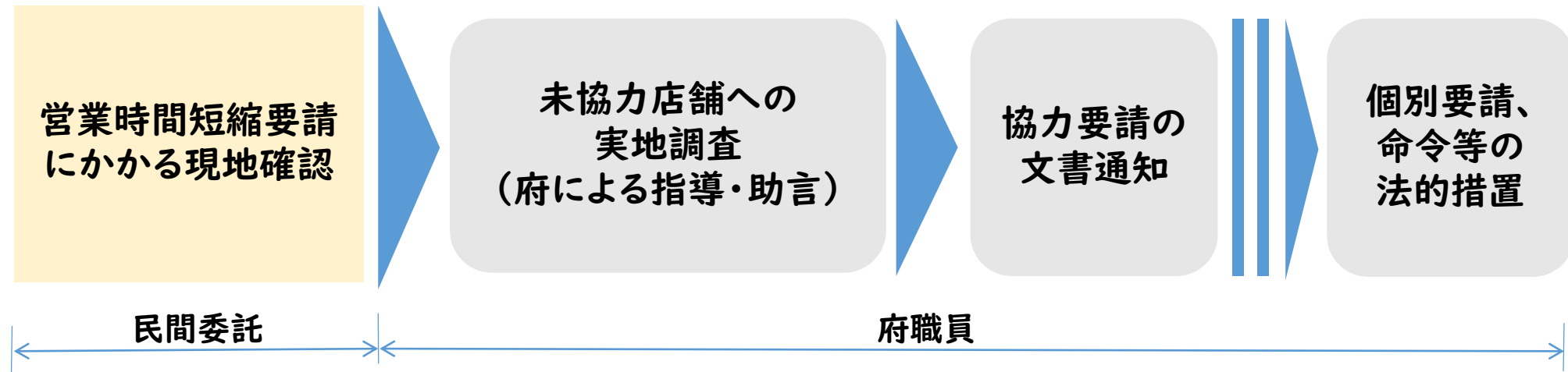


緊急事態宣言発令を受け、エリアを拡大し、**大阪府内の飲食店**（約10万店）を対象に、営業時間短縮要請（20時まで）及び酒類の提供自粛要請の実効性確保のため、大阪府警察と連携し、現地確認、実地調査等を実施。

体制

4/25～5/11 現地確認 最大100～150人程度（民間委託）
 実地調査 最大50班（100人）体制（府職員）

実効性確保の流れ



〔その他の取組み〕

各市町村の協力の下、外出自粛への協力の呼びかけを実施

期間：令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間（4月25日～5月11日）
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ（特措法第45条第1項）

○ 不要不急の外出※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

○ 不要不急の都道府県間移動は自粛すること

○ 路上、公園等における集団での飲酒はしないこと（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 特に、20時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 授業は、原則オンラインとし、
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減をめざすこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

人出の抑制

（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請

【対象となるイベント】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：**屋内、屋外を問わない**
- 種類・内容：社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、
生活の維持に必要なものについては、業種別ガイドラインの遵守を徹底したうえでの実施を要請

●施設について（府有施設を含む）

飲食店への要請（特措法第45条第2項に基づく）

飲食対策の強化

施設の種類	内 訳	要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）	酒類提供又はカラオケ設備提供をする場合	施設の休止
	【遊興施設】 バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合	営業時間短縮（20時まで）

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

【営業にあたっての要請事項】

（特措法第45条第2項に基づくもの）

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第9項に基づくもの）

- CO2センサーの設置
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底

●施設について

飲食店以外への要請

人出の抑制

(特措法第24条第9項に基づく)

(1) 休止要請をしない施設 (政令第11条関連)

施設の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	感染防止対策の徹底
②学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用
③図書館	図書館	(法に基づかない協力依頼) 適切な入場整理
④商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等)の店舗	感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス(理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等)を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外(感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請)

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

人出の抑制

（２） 休止を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①映画館等	映画館、プラネタリウム	休止	(法に基づかない協力依頼) ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(20時まで)
②商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）		
③運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場	原則休止 (全国大会等は無観客化)	
	ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	休止	
④遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等		
⑤博物館等	博物館、美術館 等		
⑥サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

人出の抑制

（3）イベントに準じた取扱いを要請する施設（施設規模に関わらず要請）

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場等	劇場、観覧場、演芸場、ライブハウス	無観客開催
②遊技施設	テーマパーク、遊園地	
③集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール 等	
④ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
⑤運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・無観客開催 （以下、法に基づかない協力依頼） ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(20時まで)
※ 観客を入れない、個人の練習、プレー等による使用は可		
⑥結婚式場	結婚式場	（法第45条第2項に基づく要請） <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(20時まで) （法に基づかない協力依頼） ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内
⑦葬祭場	葬祭場	（法に基づかない協力依頼） <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供の自粛

● 公共交通機関（地下鉄、バス等）への協力依頼 （法に基づかない協力依頼）

【依頼内容】

- ◆ 土日祝の減便
- ◆ 平日の終電時刻の繰上げ
- ◆ 主要ターミナルにおける検温の実施

緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、本日4/23(金)は対策本部会議終了後、22時まで

4/24(土)、4/25(日)、4/29(木)、5/3(月)、5/4(火)、5/5(水)は開設
(9時30分～17時30分)

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

府民の皆さまへのお願い

緊急事態宣言期間中は、できるだけ**外出はやめてください**

【外出される場合は、以下の場合に限定してください】

- ◆ 医療機関への通院
- ◆ 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ◆ 必要な職場への出勤（できるだけテレワークをしてください）
- ◆ 屋外での運動や散歩
- ◆ その他、生活や健康の維持に必要なもの

【府有施設の休館】

人出の抑制をはかるため、以下の府有施設を休館（実施期間：4月25日～5月11日）

① 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる集客施設を原則休館

例) 博物館、文化芸術施設、児童厚生施設、図書館※、万博記念公園

※利用者負担による郵送の貸出サービス等は実施

② 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園（府営公園、府民の森）にある

体育館・テニスコート・野球場等の貸施設の原則休館

※ 公園自体の利用は可。府が管理する公園駐車場は原則閉鎖するが、車いす利用など、自動車を使用しなければ来園が困難な方は、利用可。

※ 貸館・貸会議室等については、社会生活の維持に必要なもの、イベントの無観客開催、オンライン開催については、利用可。

【府が管理する道路・公園等における注意喚起等について】

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を行う。（実施期間：4月25日～5月11日）

※ 「施設の休館」及び「道路・公園等での注意喚起等」について、府内市町村に対し、同様の対応の協力を依頼

■ 授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない
- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

■ 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動

- ・中止または延期



これに加え、府内における校外学習等についても、中止または延期とする

■ 部活動

- ・原則休止
- ・ただし、公式大会への出場等学校が必要があると判断する場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。

- 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請

専門家のご意見

専門家	意見
朝野座長	<p>まん延防止等重点措置の効果によって大阪府の人流は減少傾向であり、感染者数の増加率も低下している。しかし、1日1000人を超える感染者数の増加は続き、それに伴い、病床のひっ迫状況は連日悪化してきている。その結果、救急搬送困難例の増加、手術などの通常診療の停止もが起っており、医療状況のひっ迫は著しい。このような状況のため、感染者数のピークを越えた後も、確実かつ迅速に感染者数を減らす必要がある。そのような目的で、大阪府に対する緊急事態宣言の発出は適切であり、要請内容は国の宣言内容と一致している。飲食店の時短、休業のみならず集客施設やイベントの休止、無観客での実施は、人流の抑制効果を期待したもので、それによって感染の原因となる人と人との接触の機会の減少が図られる。緊急事態宣言の妥当性を認めたくえで、5月11日までのゴールデンウィークに限定した期間では十分な感染者数の減少、病床使用率の減少には届かないであろう。一方、強い措置を長引かせることでの経済へのダメージ、人々の慣れと自粛疲れの弊害は避けられない。5月11日を迎えて、どのような指標で緊急事態宣言を中止するのか、延長するのか、またはまん延防止等重点措置に移行するのか、できるだけ早くシナリオを明確にしておくべきである。ゴールデンウィークに短期集中的に感染防止を推進するためには府民の協力が必須であり、府民の理解と協力を得るには、緊急事態宣言の目的を明確化し、目標を設定すべきである。原則はステージⅢへの感染状況の改善と感染者数の持続的な低下傾向であるが、医療の現場としては、第3波の収束時の重症病床50床では感染者数の増加ですぐにひっ迫したため、第2波の収束時の重症病床20床までの減少を指標の一つにいただきたい。さらに、リバウンドの防止策としての早期の予兆の探知（見張り番指標など）と予兆単知時の有効な対策も事前に準備しておくべきであると考え。</p>
掛屋副座長	<p>大阪府下の緊急事態宣言に基づく要請に基本的に賛同する。「府民への呼びかけ」は、まん延防止等重点措置とは異なるさらに強化した対策であることを府民が分かるような情報伝達と施策の実施が重要と考える。飲食店等に関しては対策の強化を行い、協力を得ることが求められる。また、見回り隊の活動は形骸化とならないように基準を設けて、緊急事態宣言解除後に利用者に安全・安心な店舗づくりの準備を目指して活動いただきたい。</p> <p>大学等の講義は原則オンラインの方針、部活動の自粛依頼に賛成する。また、小中学校における自宅オンライン授業の活用も重要と考えるが、すべての児童・学生の家庭にオンライン環境が整っていない可能性もあり、配慮いただきたい。イベント開催に関しては、緊急事態宣言期間の無観客試合の開催要請に賛成する。従来より、大規模イベントは収容人数の制限や充実した感染対策が配慮されていたが、イベント参加に伴う人流や飲食に関して感染拡大が危惧されることを理解していただく必要がある。交通機関等への土日祝の減便や平日の終電時間の繰り上げ等の協力依頼や、他の法に基づかない協力依頼に関しても、人出の抑制のためになるべく実施できるように行政からの働きかけをお願いします。</p>

<p>佐々木委員</p>	<p>今回のコロナ第 4 波の主流は変異株で、感染力が以前に比し極めて強力と思われる。従って、その感染制御は、前回までの緊急事態宣言時の要請よりもさらに強力な規制要請が必要と思われる。緊急事態制限の範囲内のできる最大限の制御、規制をするべきと思われるが、<u>今回の大阪府の規制案、要請案は全体的に的を射た策であると思われ、賛成します。特に、飲食時における感染を広げる最大の要因は、飲酒による理性の欠如によることが多いと思われるので、酒類を提供する飲食店の休業要請は極めて妥当である。繁華街でのアルコール自動販売機での販売も規制できればの方が良いのではないか。</u></p> <p>学校については、教育上の見地から、休校は好ましくないと思われるので、とりあえず万全の感染対策を取った上で、開校が良いと思いますが、<u>小・中・高校で集団発生の徴候が少しでも見られれば、休校もやむを得ない</u>と思います。</p> <p><u>緊急事態宣言の期間は 2 週間では短いのではないか？ 1 か月ほど必要ではないか？ 宣言解除の基準も前回の反省から、より厳しくすべき（例えば新規感染者数、重症病床使用率共に前回の基準の半数程度が望ましいように思います）</u></p>
<p>茂松委員</p>	<p>・各年代の感染者数は依然高水準を維持しており、今後は高齢者層を中心に、重症患者の更なる増加も想定される。中等症・軽症病床で重症患者の対応を行うなど、<u>医療現場の対応容量は昨年と比較しても既に限界を超えている。早期にこの感染拡大を封じ込めるためには、市民・府民の理解を得つつ、ロックダウン等の強い措置を実施すべきと考える。現時点でも、地域の病院では外来縮小や救急受入の停止などが俎上に上がっており、このまま感染拡大が続けば、通常の医療提供体制も損なわれる点について、府民に改めてご理解いただきたい。</u></p> <p>・今回の「飲食店への要請」では、酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合は『営業短縮』となっている。酒類の提供有無に関わらず、飛沫の飛び交う環境（特に飲食）では、<u>感染リスクが高いことは既に指摘されている。各店舗においてはアクリル板の設置や CO2 センサーの設置等を改めて徹底して欲しい。併せて、感染者の割合が多い若年層を中心に、飲食店への滞在時間の短縮や、変異株の感染事例増加、感染時の重症化等についても啓発して欲しい。</u></p> <p>・昨年は緊急事態宣言による行動自粛の効果もあり、感染者数の減少に至った。<u>現在の感染拡大は変異株による影響が考えられるため、人との接触機会を避けることで、感染者数を減らせるかは不透明である。医療側としては、府民・市民の理解を得ながら、昨年よりも強い措置（ロックダウン等）を速やかに実施することが、感染封じ込めを短期間で達成することができ、経済活動の早期再開に資するものとする。</u></p>

<p>白野委員</p>	<p>今はもう、医療を守るために緊急事態宣言を発出する段階ではない。 <u>コロナ以外の救急にも影響が出て、助かる命も助からなくなっている。</u> <u>変異株の感染力を考慮すると、今後学校でのクラスターも多発すると思われる。会社やさまざまな施設でもクラスターが発生し、その業務にも支障が出る。イベントももっと中止に追い込まれる可能性がある。</u> 今ここで我慢しないと、今以上に社会活動は制限され、子どもたちの未来も奪われることになる。 <u>「緊急事態宣言慣れ」など言わず、今すぐ行動することが必要である。</u> そうした強いメッセージを発信する必要がある。</p> <p>・宣言の期間について 東京都と合わせて、5月11日までとする報道があるが、首都圏と関西圏では医療のひっ迫度が全く異なるため、<u>2週間程度で医療のひっ迫が解決するとは到底考えられず、同様の対策では不十分である</u>と考える。短めの設定であれば、延長に延長を重ねることとなり、結局各業界の負担も大きくなる。<u>始めから1か月程度とするなど、長めの期間を設定いただきたい。</u></p> <p>・宣言の出口について 2回目の宣言の解除時期については、あらゆる指標が十分改善していたにも関わらず、変異株の影響や年度末という人流の影響もあり、瞬間に再増加した。<u>これまでと同じ指標で解除したのでは、同じ状況になる可能性がある。解除基準についてあらためて検討し、簡単にリバウンドしないレベルまで流行を抑え込む必要がある。</u></p> <p>・経済界へのお願い <u>法に基づかない協力依頼なので限界はあるが、2回目の宣言では不十分であったことを強調し、より強く協力していただくよう呼び掛けていただく。</u> <u>終電の繰り上げにも賛成するが、エッセンシャルワーカーで帰宅困難となる方への配慮は必要。</u></p> <p>・施設や飲食店への要請について おおむね賛成する。 <u>酒類を販売する店舗に対し、路上飲み会やホームパーティーにおいてもリスクがあることを呼びかけ、密になる飲酒機会は避けるよう、資材を配布するなどして呼びかける。</u></p> <p>・学校教育について <u>教育効率や心のケアを考慮すると、分散登校や短縮授業は行わないということ自体は止むを得ない</u>と考える。 <u>ただ、下校時に大声で話したり飲食店や遊戯施設に立ち寄りたりするとリスクが増すことから、厳に慎むよう、あらためて呼びかけていただきたい。</u></p> <p>・大学について 同様に、会食、飲酒（路上飲み会を含む）を厳に慎むよう、あらためて呼びかけていただきたい。</p>
-------------	--

倭委員

現在の大阪府の新型コロナウイルス感染症に対する医療体制は、重症病床は満床、さらに軽症・中等症病床で重症患者を対応し、その結果、重症のみならず中等症の患者の入院までもが極めて困難になっている非常事態である。重症化のスピードは非常に速く、一刻も早く、緊急事態宣言を発出していただき、人流を可能な限り減少させる必要がある。府民へは、引き続き不要不急の外出の禁止、府県間移動の自粛の徹底、特に 20 時以降の外出自粛、混雑している場所へは行かないように、感染対策が徹底されていない特に休業要請に応じていない飲食店などの利用を厳に慎むように、外での集団飲酒はしないように強く要請することが必要である。また、新型コロナウイルス感染症を疑われる症状が少しでもある場合は、早めに検査を受診するようにお願いしたい。大学などは原則オンライン授業、部活動の自粛の徹底、特に学生寮など集団生活されている方々について感染対策に抜けがないか徹底していただきたい。経済界へは、特に休憩時の感染対策に加えて、可能な限りのリモートワーク施行、時差出勤、夜間の勤務抑制、業種別ガイドラインの遵守徹底をお願いしたい。宴会、懇親会などを実施しないようにお願いしたい。

生活の維持に必要なもの以外の全てのイベントについては屋内、屋外、規模の大小を問わず無観客開催の徹底の要請が求められる。

飲食店については少なくとも酒類提供またはカラオケを実施する場合には休業要請、それがない場合であっても 20 時までの時短要請が求められる。また、引き続き、正当な理由なくマスクを着用していない利用者の入場禁止、アクリル板の設置、手指消毒の徹底、CO2 センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守徹底をお願いしたい。また、飲食店以外の施設においては、特に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、学習塾などにおいては人流の動きを極力止めることが求められることや、現に、未就学児から 20 歳代において感染者が多数出ている現状を鑑みるに休校要請が望ましい。また、それが難しい場合であっても感染者が発生した際の濃厚接触者の検査、休校の判断は速やかにお願いしたい。感染拡大による不安を感じている児童生徒などについては可能な限りオンラインなどの活用による支援をお願いしたい。また、部活動、修学旅行、校外学習についても中止、延期をお願いしたい。昼食時の感染対策の徹底をお願いしたい。また、生活維持に必要な商業施設、医療施設などにおいては引き続き感染対策の徹底をお願いしたい。また、生活維持に必須でない映画館、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設、博物館、生活必需以外のサービス業については 1000 m²を超える施設においては休止、1000 m²以下の施設においても可能な限り営業自粛、営業時間短縮が望ましい。また、それ以外の劇場、テーマパークについても無観客開催、ネット配信などが求められる。また、結婚式場、葬祭場においては感染対策の徹底、酒類提供の自粛をお願いしたい。なお、運動施設において例えばゴルフ練習場など、個人の練習などは可と考える。とにかく集会、ホテル、運動施設などにおいて複数人での利用、酒類提供、カラオケ設備の利用などは自粛をお願いしたい。また、公共交通機関については、土日祝の減便、平日の終電時刻の繰り上げ、主要ターミナルにおける検温の実施をお願いしたい。最後に、とにかく、今の我が国の法律上可能な要請ならびに府民一人一人にご協力を最大限にお願いし、人流を可能な限り減少させ、この緊急事態を乗り越えなければならない。